

開議の宣告

田中敏雄 議長 21番佐藤忠久議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第1、議案第2号平成17年度横手市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 おはようございます。

報告いたします。

議案第2号中産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

8款土木費について主な質疑と答弁を申し上げますと、除雪体制について、地域局によって委託、直営等形態があるようだが、今後はどのようにしていくのかとの質疑に対し、当局より、合併協議での議論として、現在のサービスを低下させないという大方針があり、それを守るためには今の体制を続けていきたい。ただ、合併協議の大ざっぱな試算では、直営の方が割安という結果が出されている。今後はその点の検証をしながら検討をしていきたいとの答弁がありました。

また、降雪も落ち着き、今回、補正をしても不用額になるのではとの質疑に対し、当局より、今後、農道の除雪や雪捨て場の雪の山を壊す作業などの消雪、機械の借り上げなど、まだまだ経費がかかる見込みであるとの答弁がありました。

本案については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして産業建設常任委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第2号中、総務常任委員会に付託されました部分に対する審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会には、条文並びに歳入の審査が付託され、それぞれ審査をいたしました。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,588万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332億3,815万1,000円に定めようとするものです。

本件についての質疑及び討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決を行います。

議案第2号平成17年度横手市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第2号は各委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第2、議案第3号横手市職員団体の登録に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 おはようございます。

ただいま議題となりました議案第3号横手市職員団体の登録に関する条例について、ご説明します。

本案は、地方公務員法第53条に基づき職員団体が公平委員会に登録する手続等、必要な事項を定めたものでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本議会の議決を得ようとするものであります。

内容であります、18ページをごらんいただきたいと思います。

条例は全6条になっておりまして、内容といたしましては、登録の申請、登録の通知、規約等の変更又は解散の届出、登録の効力の停止及び取消しの通知等を定めております。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第3、議案第4号横手市長寿祝金条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第4号横手市長寿祝金条例について、ご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、高齢福祉思想の啓発・普及と高齢者福祉の増進を図る条例の制定に伴いまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

条例の内容でございますが、長寿祝金につきましては、平成17年度におきましては旧市町村の条例に基づき実施してまいりましたが、平成18年度からは全市統一した祝金とするため、新たに横手市長寿祝金条例を制定しようとするものでございます。

第2条並びに第3条に、対象者と祝金の額を定めております。横手市に引き続き10年以上居住されている方で満100歳に達した方には50万円、年度内に88歳を迎えられる方に対しましては敬老月間中、9月1日から9月30日までなんですが、3万円を贈呈しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 旧の各市町村でこの条例があって、その施策について効果というものは大いに認めながらも、現在、高齢化がこのとおり進んで、種々の施策、それが多岐にわたって、経費もそれに伴ってかかっていく。そういう中で、一種のばらまきという、そういう形の指摘もある中で、あえてこの長寿祝金を市長はいつまで続けていくのか。これは年度によって急になくなったり、それから金額が減じられたりすると年代によっても不公平感があるだろうし、その辺のことについてもまずお聞きをしたい、それが1点。

2点目。

ここに書かれている第2条の100歳と、それから88歳、それから、第3条の100歳についての50万円と88歳についての3万円、これの金額、数字の、どういうわけだという根拠を教えてください。

以上2点、お願いします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 多分、議員の高齢者福祉サービスの予算についてのご質問の趣旨というのは、多分に今まで各自自治体が行ってきました思いやり予算的なもの、これがそのまま継続してやっていけるのかどうかという、そういうご質問だと思います。

この点につきましては、今回、平成18年度予算に関しましては、合併協議会の協議事項に関しまして

は尊重していかなければいけないということで、今回は今までと同じような規模の程度で予算を計上させていただきますが、これからは議員のおっしゃるとおり、こういう思いやり予算的なものは、これからいろいろ検討課題としていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

それから、金額につきましては、合併協の協議の確認事項では、旧横手市で定めております祝金を一応ベースにして計上させていただきます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 合併協での協議そのものは、やはり尊重されるべきだ。でも、決めたからといって、その50万円、100万円をただ数字をあてがうのではなくて、やはり50万円、3万円、それから100歳、88歳について、やはりちゃんとした理由づけが必要だろう。「合併協の協議だからこうだ」という理由でなくて、やはり88歳は「こうだから88歳」なんだ、100歳は「やはり100歳なんだから100歳なんだ」。

そしてまた、今、部長がおっしゃった思いやり予算については、これからやはり見直しという部分の中で、これが急に変わられても、先ほども申したとおりに、年による不公平感が非常に大きい施策だと。だから、少なくとも10年、20年見通したやり方でないと、逆の意味での不公平感があるのではないかと。逆に我々、団塊の世代に今、入ってきている人間であって、そういう人間が、数が多いという理由だけでさまざまな既得権が全然、皆なくなっていっている、そういう状況であります。だからこそ、今、新規に設立するに当たって、見通しというものは非常に大事なのではないか、そういうことを申し上げたいんですけれども、その辺についての再答弁をお願いします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 事業の取り扱いにつきましては、今までの各市町村の歴史といいますか、経緯というものもありますので、それもある一定程度、尊重しなければいけないと思っておりますし、また反面、先ほど申しましたとおり、このような財政状況の中で果たしてこの事業が継続していけるかどうか、金額も含めまして、これから検討課題としていきたいと思えます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田議員。

19番（堀田賢逸議員） 参考までですけれども、金額についてですが、私はこういう経験をしております。

まず最初に、私の知っているところで、3軒家のおばあちゃんたちが3人いて、最初、真ん中に住んでいたおばあちゃんが100万円もらいました。それから1年ぐらいたったら、今度は下外れのおばあちゃんは70万円になりました。それからもう少したったら、上外れのおばあちゃんが20万円になりました。それで現在は、皆さんご存じのように、平鹿、大森、大雄がそれぞれ20万円、それからまた50万円のところもあるし100万円のところもある。それからまず、目の前で、例えば100万円もらおうと思っている人もいますし、50万円になるんだろうと思っている人もいますよ。

そこら辺は非常に難しい問題ですので、たまたま私の知っているところは100万円、70万円、20万円となったので、大変説明に困りました。今回も、20万円から今度は50万円になります。これ50万円を20万円に下げるといことは大変難しいと思います。だから私は、できれば50万円でなく、そこら辺は少し考えてもらいたいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 金額につきましては、どこに線を引くかということは大変難しい問題だと思います。そういう意味で、合併協の中で協議した結果、こういう50万円と3万円のところで落ち着いた、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第4、議案第5号横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第5号横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、この条例は、平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されることに伴い、本法に規定された、障害者への介護給付に際し、その障害程度区分に応じた給付基準の判定を行う機関としての障害者介護給付審査会の委員の定数を定めようとするものでございます。

なお、審査会には3以内の合議体を置くことといたしまして、その合議体の委員の定数は7人以内として、総定数を21人以内に定めようとするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番(柿崎孝一議員) 第2条の委員会の委員の定数、21人以内とするということですが、これ、21人以内とする人数的な根拠はどこから来ているのでしょうか。その辺、ご説明をお願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 特に定めはございませんが、21人とした理由というのは、介護保険の運営協議会の構成メンバーの数と同じにいたしております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第5、議案第6号横手市犯罪被害者等基本条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第6号横手市犯罪被害者等基本条例について、ご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成17年4月1日から犯罪被害者等基本法が施行されまして、秋田県犯罪被害者等支援基本計画が策定されたことによりまして、横手市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定め、市民及び市内に勤務、通学する方が犯罪被害に遭ったとき、関係機関と調整を図りまして情報提供及び福祉サービス等、必要な支援を行おうとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では目的を定めております。この中の「基本理念」とは「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」ということであります。

第3条では、市の責務を定めておりまして、責務の内容は、第5条から第10条に定めたとおりでございます。総合相談窓口を設置すること、担当職員の研修を強化すること、それから各種福祉・保健・医療サービスを提供いたしまして日常生活を支援すること、安全の確保、就業の支援、支援体制の構築などが定められております。

附則では、施行月日を定めております。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 第4条であります。これは新しい条例で、今、犯罪被害者等基本法の設立に伴ってこの条例がという話でありました。この第4条「市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。」市民がですね。こういうふうにありますけれども、具体的に、市及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援というものは、どういうことを想定していただけるのか。

そしてまた、努力規定なんですね、市民は努力規定なんです。罰則規定も何もない。そういう中で、やはりちゃんとした施策等が考えられていなければ、市民としても協力していくとしてもされない状況だと思うので、その部分を詳しく教えていただきたい。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 先ほどご説明申し上げました基本理念、これを成就するために、国、それから地方公共団体、それから国民の責務というものが定められております。国の責務は、犯罪被害者への施策を総合的に策定、実施することでございます。それから、私ども市の責務は、地域の状況に応じた施策を策定、実施すること。これにつきましては先ほどご説明申し上げましたが、総合相談窓口を設置すること、それから担当職員の研修を強化すること、それから見舞金の支給もでございます。それから、こういう犯罪被害者がPTSDですか、そういうことで大変苦しい立場に立たされているということもあって、そういうことを解消するための保健・医療・福祉サービスを提供していく。それから、国民といいますが、市民の責務といたしましては、犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないように十分配慮すること、それから国や地方公共団体の施策に協力すること、そういうふうに今回の基本法の方で定められております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） つくるときですから、これでいいかもしれないけれども、説明については、何というか、新規の新しいやつでしょう。だから、これについてはやはり状況、これがずっと生きていくわけですよ。だからこそ逆に、市民が何をすればいいのかという部分については具体的に想定しながら、「あ、こういうことを協力できるんだ」という部分がないと、つくっても魂が入らないと思うんですね、せっかくできても。

だから、そういう部分については、条例のあり方なんだと思うんですけども、やはりこの横手という地域の中で現実にはどうということが想定されて、「これについてはこういう形で」という部分が、事例がある程度示されながらの条例の制定であってほしいな、そのように思っているわけなんですけれども、その点について部長のお考えをお聞きいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 市民の方々にこの条例の趣旨、目的については、あらゆる機会におきましてご説明を申し上げていくことになるかと思っておりますけれども、まず市報の方で、この条例というのはどういうものであるか、こういう法律はどういうものであるかということをもまず市民に周知すること、それから、やはり地域での支え合いというのも絶対必要になってきますので、地区会議、それから地域協議会ですか、その中でもいろいろご議論、ご意見をいただきたいな、そういうふうに思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第6、議案第7号横手市犯罪被害者等見舞金支給条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第7号横手市犯罪被害者等見舞金支給条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、市民が、みずからの責務に帰すべき事情がないにもかかわらず犯罪行為により不慮の死を遂げた遺族及び1カ月以上の加療を要する障害を受けた者に対しまして、見舞金を支給いたしまして生活の安定と精神的被害の軽減を図ろうとするものでございます。

なお、見舞金につきましては、遺族見舞金が30万円、障害見舞金が10万円でございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 当横手市で、この5年以内でも結構でありますから、この条例が発足したとしたならば何件くらい、まず過去のことがあって、これからその付随した中でお金が、こういうふうが多いですから、当初予算でどれくらいの件数を想定しながら当初でどれくらい置いているのか、まずそれが1点。

それから第7条、遺族見舞金30万円、それから障害見舞金10万円とあります。殺されて30万円、もらわないよりはいいかもしれないけれども、その30万円、10万円という、やはりこれも根拠が必要だろう。それから、法律で決められた条例だということでもありますので、これは国・県、そちらの方から金額的には来て決められているのかどうか、その辺もお願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 横手市でそういう犯罪件数といいますか、この条例に該当するような方がどれくらいいるのかというのは、まだ情報は持っておりませんが、ただ、平成17年1月から12月までの全刑法犯、そういうものに該当する方というのは659名。認知です。検挙されたのが299名、検挙率が45.4%ということで、秋田県の中でも犯罪……、何というんですか、割と高い数値になっております。

ただ、これがこの条例に該当するかどうかは、ちょっとわかりません。ただ、そういう犯罪者がいるということは、今、申し述べたとおりでございます。

それから、額につきましては、多分、この額を決めていくときには全国的な情報を収集しておりますので、大体先行した自治体に合わせた形でこの額を決定しております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） どれくらい置いているんですか。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 遺族の方、それから何というんですか、障害を受けた方の予算につきましては、1名ずつ計上させていただいております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第7、議案第8号横手市大森墓園条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市大森墓園条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、横手市大森墓園の整備完了による、当該墓地の分譲及び管理に関する条例の制定に伴いまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

墓園の位置ですけれども、大森町の上溝字白山下16番地11で、南部シルバーエリア隣接の、旧大農大森分校跡地でございます。

平成17年度単年度で造成した事業でございます。総事業費が2,235万7,650円で、墓地の区画数は158区画、1区画当たり面積は4平方メートルとなっております。

条例の内容ですが、第10条で永代使用料を定めておりまして、1墓地当たり16万円といたしております。

第11条では、管理手数料を1墓地年額2,000円と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） これ非常に、実はこの前の決算のときに質問しまして、非常に興味を持った事例でありますので、その条例で、そのときに、今、第3条「墓地を永代使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有するものでなければならない。」というふうにあります。今、おっしゃいました158区画、これが埋まるめど、この間、聞いておりますけれども、そうそうには埋まらない。そういう中で、あえてこの本市に本籍、住所を有する、これを入れなくて、逆に大森出身、その人たちにも門戸を開いていくことが大森のためになるという信念を私は持っていたわけなんですけれども、これを入れられてしまうと、逆にAターン者が受け入れられない、戦略的にこの墓地ということも使われない。だから、そこについてはもう一考を要するのではないかと。

やはり墓というものは非常に、逆にここから出ていく人ばかりでなくて、精神的な拠所、あるいは出ていってもこのふるさと横手を忘れてもらいたくない、要するに、東京に行ったけれども戻りたい、やはり墓を置きたい、そういう気持ちがあって、それを生かすべきだと思うので、この第3条について、

その辺の答弁をまずお願いしたい。

それから、第10条であります。

使用料、これ1基16万円であります。先ほど2,235万円、158区画であります。原価が14万円そこそこになって、計算間違っていなければそうだと思うんですけども、あえて地域おこし等々のやるために、もうけなければだめな理由というか、全部売ればの話ですよ、金利どうのこうのではなくて。やはりこの設定の理由、16万円の設定の理由。

それから、第11条、管理手数料。1墓地につき年間2,000円。私、これ非常に問題視しているのは、最初、埋まらないんだ、公園化して頑張っていきたいということで、そのことは非常にいいことだ、墓地は草も伸びなくて、やはり神聖で公園化していくべきだという話になったんですけども、ぼつりぼつりと立っていく今の、これは部長に答弁してもらおうんですけども、158区画のうち今、申し込み何ぼ来ているか。そういう形の中で、この管理手数料2,000円でそこが維持できるのかどうか、持ち出しをどれくらい想定しているのか、その辺も踏まえての条例の制定でなければいけないだろう、そのように思っていますけれども、以上3点についてのご答弁をお願いします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 議員のご指摘の点は、今、新しくこの墓地を設置して、果たして管理運営上、経営的にもこの事業をやっていけるのかどうかということだと思います。

このことにつきましては、今、5月から募集を開始いたします。そういう状況を見ながら、議員ご指摘の点についてもいろいろ検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、何といいますか、墓地の永代使用料と、それから管理手数料関係なんですけど、これは各市町村ばらばらでありまして、これを一本化しなければならないのが本筋であろうかと思っておりますけれども、まず周りの市町村の状況を見まして永代使用料を16万円、それから管理手数料を2,000円に、実際に管理手数料を取っていないところもありまして、平鹿町の車長根墓苑ですか、それから相野々墓地、それから軽井沢墓地、これは手数料を取っておりませんが、ほかの町村、取っている町村の状況を見ますと大体2,000円程度ということになっておりまして、額の方は、そういう状況の中で決めさせていただいております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。18番高安議員。

18番（高安進一議員） 私どもの地元の墓園ですけども、ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

やはり心配するのは以後の管理なわけです。本当にうまく利用されてくればいいですけども、恐らく以後何年か、何十年か埋まらないところも想定されるかなと思っておりますけれども、今の管理費ですけども、当然、市が管理していくというふうに私は理解しておりますが、例えば今年あたり、当然春になればすぐ草が出てくるわけで、そこら辺、みんな草刈りから何か、公園とはいっても、これ、公園になるような所ではないと思っています。それは墓地の周辺に公園つくるというのは別ですけども、墓

地の中を公園化していくというのはなかなか難しい土地でもありますので、そういった関係で、とりあえずは墓地を管理する、今年の予算的には大体どのぐらい見ておるのでしょうか。

それからもう一つ、どこで。地域局の関連ということで理解していいですか。お願いします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 この管理手数料がどういう目的に使われるのかといいますと、ほとんどが、何といいますか、彼岸とか、それから盆とか、そういうちょっとした大きい行事があったときの供物を取り除くとか、そういうことでございまして、ほとんど普通であれば、横手市の墓園状況などを見ましても、墓地につきましては自分の墓地は自分で、草取りとかそういうものは自分でやっているということだと思いますけれども、そういう状況の中で、まず今回は2,000円を計上させていただいております。

それから、予算的には大森地域局の方の予算で、今回、平成18年度予算に54万3,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番(柿崎実議員) 二つ三つご質問申し上げたいと思いますが、まず1つは、この墓地の形態は、前郷墓園の場合は園路墓地とか自由墓地とか規制墓地、あるわけでありましてけれども、この園路の形態は、墓地の形態はどういう形態なのか。16万円相当ということでありまして、おおむねわかるような感じもしますが、墓地の形態についてお伺いしたいと思います。

それから、墓園条例はほかにも十文字、平鹿町、旧あるわけでありまして、横手市の前郷墓園もあるわけでありまして、この中で、第8条で使用の取り消しができる項の中で、「権利を譲渡し、又は転貸したとき。」ということでありましてけれども、従来から、現在の前郷墓園もそうなっているわけでありまして、考え方としてわからないわけではございませんが、現実問題として墓地を永代使用、要するに、墓地を買った。行く行くは自分も入りたいのであらかじめ買っておくという例もあったわけでありましてけれども、その後、例えば子供さんの方に行くということで、そちらの方に墓地を求めるという場合も間々あるようであります。そうした場合に、1年を超えますと譲渡できないわけでありまして、いわば無償で市に返還しなければならない、こういうことになるわけでありましてけれども、そうした場合のことを想定しますと、権利の譲渡というものは認めてもいいのではないかなという感じもしないわけではございません。

そういうことで、この第8条第2項の権利の譲渡の件に関しては、もう少し検討する余地があるのではないかなという、現在の前郷墓園条例との関係もありますけれども、少し柔軟に扱うことも必要なのではないかという感じがいたしますが、それは無理なのかどうかということが2点目であります。

それから、現在、私は横手でありますから前郷墓園のことしかわかりませんが、他の墓地の方はわかりませんが、永代使用する場合の、公募をするわけでありましてけれども、公募の条件として、1年以内に墓地を使用する条件というものが付されるわけでありまして、が、その条件というのは条例にも規則に

もないわけでありまして、いわば需要と供給の関係で、運用上そういうふうには条件をつけているのかわかりませんが、しかし、実際問題として、今、お骨をお寺さんの方に預けておるのですぐ墓地に埋め戻すという状況にはないけれども、いずれ私もそろそろ年だし、したがって内々買っておこうという希望の方がたくさんおられるわけでありまして。

従来は、そういう方々も特に条件を付さないで永代使用ができたわけでありまして、ここ数年は、数年というのは二、三年は、前郷墓園に関しては1年以内に墓地を使用するという条件が付されるようであります。これは、この大森の墓園の場合もそういう条件が付されるのかどうか、その点についてお伺いしておきたいと思っております。

前郷墓園の場合は特別会計で処理をしているわけでありまして、他の墓園との関係もあるかと思っておりますが、墓園全体を一くくりにして特別会計での処理ということになるのかどうか、大森墓園の場合はどういう形になるのか、その辺のところをお伺いしておきたいというふうに思っております。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 使用許可の取り下げについてのご質問がございましたが、条例でも、第8条の条項につきましては「できる規定」でございますので、ケース・バイ・ケースでいろいろご相談に応じるということになるかというふうに思っております。

それから、施設の制限といいますか、墓地の大きさ等の関係なんです、まず1つに、規制墓地というのがありまして、規制墓地というのは、サイズ的には45センチの32センチ、縦が32センチ、横が45センチです。それから、そのほかに自由墓地もございまして、これは墓地の高さが2.6メートル以内に定められております。

それから、この墓地の会計の関係なんです、特別会計に一本化できないか、そういうお話でございますが、これにつきましては財政当局の方といろいろ協議をしてみたい、そういうふうに思っております。

返還等のことにつきましては、条例上では返還は、還付はできない、そういうふうに定められておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田中敏雄 議長 31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） もう一つ私、質問したのは、いわゆる墓を買う場合に公募をかけるわけでありまして、横手の前郷墓園に限ってですけれども、前郷墓園を例にとりますと、1年以内にその墓にお骨を埋葬するという条件が付されて、そういう方に限って公募を受け付けておられるわけですね。現在は、大森の場合もそういう形になるのかどうかということでもあります。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 ただいまご質問の中で、前郷墓園の場合、1年以内に墓地を使用するという条件が付されているというお話でありましたが、実際の運用といたしましては、お話の中にもありましたように、条例にそういう規定はありませんし、運用の段階で、例えばお骨をまだお

墓に預けているとか、お寺に預けているとか、手元に置いているという方々を優先しますよという運用をしているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

田中敏雄 議長 ほか質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番(齋藤光司議員) 議長が余り早く振ってしまったので、全然、再質問する機会を逃してしまって、今、間が開いてしまって何か自分の方、嫌になってしまいますけれども、非常に、この質問の中で私が一番再考していただきたいという部分は、第3条関係なんですね。要するに、前郷さんだとか、それから今、計画されている十文字の町内、世帯数が増えて、いわゆる実質的に、本当に墓が足りなくて困っている部分については、やはり1年以内に立てるとか何かして本当に困っている人を優先するべきだ、それが当然のことだと私は思っております。

しかし、今回の大森墓園については、少なくともこれが埋まるのには長い時間がかかる。そしてまた、ある程度、地域おこしのためにやられた墓園造成だったと私は理解をしております。そういう中では、少なくとも本籍、住所を現在有する者ではなくて、やはりAターン者を見据えた、大森出身の、縁がなければ東京からわざわざ大森まで来て墓を買うなんていうことはないでしょうし、その縁者の形の中で、それを地域おこし、それに使うための条項としては非常にまずい条文になっているのではないかな。ここをもう少し緩やかにしておけば、後々非常に楽になるのではないかな、そういう考えで申し上げているところであります。市長のお考えをお聞きします。

それから、第13条関係であります。

先ほど部長が、やはりケース・バイ・ケースで考えていかなければいけないと。そのケース・バイ・ケースというのは非常に、いいところもあるけれども、逆に不平等を生む部分もある。市長が必要があると認めるときには使用料等を減額し、または免除をする。やはりある一定の基準があるべきだ。それはどういうことか、やはりこの条例の制定に当たっては説明をする義務がある、私はそう思っております。

以上2点、お願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 使用者の資格についての第3条の条文の中に、「市長が特に定めた者は、この限りでない。」というものがございます。

それから、第13条の使用料等の減免についても、同じ趣旨で定めておりますので、先ほども申しましたけれども、ケース・バイ・ケースでいろいろご相談に応じていく。いろいろご事情があるうかと思っておりますので、まちづくりといいますが、そういう観点で議員はおっしゃっているところもありますけれども、ケース・バイ・ケースで対応していきたい、そういうふうに思っております。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 齋藤議員の第3条にかかわる、本籍か、もと本籍か、こういう話でありますけれども、ちょっと事情を今、お聞きしましたが、傾向といたしまして、墓はつくった、しかし子孫がどんど

ん絶えていく、あるいはここに縁がなくなっていくということで、まさに無縁化していくのが非常に出てきている現状があるようであります、ここを、ご指摘のように出身者であっても当座はよろしいかと思いますが、将来的に見た場合に、こちらに引き続きさまざまな縁が残っているの方が、やはり無縁化しないで墓地をお守りいただけるのではないかという判断が担当の方にはあるようでございまして、そういう意味で本籍を有するの方が、そういう意味では多様な縁がまだまだ引き続き期待できるということで、ここに限定したようでございまして、しばらくこの形でやらせていただきたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。18番高安議員。

18番（高安進一議員） 質疑、この場しかございませんので、厚生常任委員会で詳しくまた審議されるかと思えますけれども、質問させていただきます。

条例はそのとおりですけれども、どう考えても、すぐ何年かうちに158区画が埋まると思える状況にもございませぬし、それは町としては、これがいっぱい埋まるぐらいに人が来てくれればいいですけれども、そういう状況にございませぬ。もちろん前郷の墓園みたいな感じでもございませぬので、私、かといって今、作りたてをつぶすということも、これは到底できない話でありますから、以後は、やはり何として市の管理が楽な方に行くかということ念頭に置きながら、負担を少なくして将来に向かっていく。今、市長が言われるように無縁仏になるという前に、無縁仏の前に入ってもらわなければいけません。その入る人も、ですから恐らく正月は来れないですから、盆ですから、来るたびに草葉の陰ではうまくないわけで、ですから売り方を工夫するとか、どこかを固めながら売っていくとか、ぼつぼつ売ってみんな草葉の陰で文句が来るといような状況でないような、そういう工夫をしながら管理費を抑えていくといような配慮をして、何とかしてここを持っていてもらいたいとお願ひしておきたいと思えます。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 第8条の第3項についてですけれども、先ほど市長が答弁したように、無縁仏化するおそれがあるということがありました。

さきの決算委員会のときに、大森町の墓縁の造成のこのときにある程度、質疑したんですけれども、そのときに要望として、近くに建っている老人ホームに今、住んでいる方々がまずここに埋まりたいという要望もあるということでしたけれども、そういう要望を考えると、老人ホームには多分、2人で住んでいる人はいないと思えます。大抵1人で住んでいると思えます。そうすると、使用者が死亡して、そこに埋まりたいという希望があったのでつくるという答弁がありましたけれども、そういうことになると、ここに住んでいる人がここに入れないという状況になります。

第3条を見ますと、親族または縁故者があれば入れるということですが、実際こっちに来ている人が希望しても、縁故ある方々がそこまでは行けない、お墓には余り遠くて入れないという条件で拒否した場合は、その人が今、希望しても入れないということが発生すると思えますけれども、その辺の、

この文章の示す内容というか、どのように理解したらいいのか、もう少し詳しく内容を説明していただきたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 何か墓園の審議に入りまして大変活発な意見になってしまいまして、本当、太刀打ちできないような状況になってしまいましたけれども、まず、私もうこれしか言いようがないんですけれども、まず、「できる規定」がほとんどでございますので、まず、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、そういうケースによっていろいろご相談に応じていくしかないのではないかなというふうに思っております。

そういう対応の仕方についても、いろいろこれから勉強していかなければならないと思いますので、そこら辺を何とかお酌み取りいただきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第8、議案第9号横手市醍醐財産区管理会条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市醍醐財産区管理会条例の制定について、ご説明申し上げます。

旧平鹿町におきまして昭和32年に制定され、新市においてもこの条例を暫定施行し、合併前の財産区管理会と管理会委員が新市に引き継がれております。しかしながら、管理会委員の任期が平成18年6月9日までとなっております、新市の新たな条例による財産区管理会の設置及び管理会委員の選任が必要となります。

以上によりまして、地方自治法第296条の2第1項及び第266条の4第1項の規定により横手市醍醐財産区管理会条例を制定するものでありまして、同法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくお願申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。29番塩田議員。

29番（塩田勉議員） ちょっとお聞きしたいんですが、特別これだというものはないんですが、実は、第4条の選挙権。「財産区の区域内に3カ月以上住所を有する世帯主で横手市の議会の選挙権を有する者」3カ月ということは、財産区に関してはちょっとおかしいのではないのかなと。本来であれば、地

域の財産を守る、維持、経営していくというのが基本であります。今の状態ですと、3カ月間で、ただ住所を有しただけで果たして選挙権が与えられるのかどうか、ちょっと問題があるのではないかなというふうに思いますが、そこら辺の解釈をひとつお願いします。

併せて、今どれくらいの面積があって、どれくらいの組合員数があるのか、できれば教えていただきたい。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今、財産区の3カ月要件のところですけども、財産区の区民というのは自治法で定められておりまして、住所を有する方です。ですから、財産区民というのは「どこの世帯」とかと特定するものではなくて、その財産区区域内に住所を有した場合には、財産区区民になります。法律上、そういうことになっています。

今回は、その中で3カ月以上住所を有する人に選挙権ということですので、ご理解をお願いしたいと思います。前段の部分について。

田中敏雄 議長 29番塩田議員。

29番（塩田勉議員） 今、部長の話ですと、確かに法律的にはそうかもしれませんが、実際に、では新しい横手市になって、結構財産区の、山内は共有林とか分収林等が結構あるんですが、ほかの地区にもあるんだろうというふうに思うんですね。

昭和の合併のときに旧町村で持っていた財産が、そのまま財産区になったというふうに理解しておりますが、実際のところ、今、山林を持っていてもマイナスにこそなってもプラスになることは余りないわけですが、ただ、これから自然保護といいますか、環境問題等が出てきますと、山の価値というのは変わってくるだろうというふうに思いますが、1つは、法的な解釈の中で、では財産の分与になった場合に、その3カ月の方にも権利が生ずるというふうに理解していいのかどうか。選挙権があれば、実際には、選挙権があるということはマイナスの部分もプラスの部分も、何といたしますか、負担というか、権利もあるし義務もあるだろうと思いますが、そこら辺の解釈はどうか、お願いします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 財産区区民は財産区区民としての権利・義務があるということです。ですから「私はありません」とか「あの人のうちにはあるけれども、こちらのうちには新しく入ったのでない」とか、そういうことではありません。

さらに、例えば山内のように分収契約等でやっている人は、権利者がちゃんと特定されているものはその特定された権利者だけですが、財産区とした場合には、その財産区区域内の住民が財産区の区民になるわけですので、そういうことでもあります。

なお、財産区につきましては、任意には設立できませんので、法律上しか設立できませんので、これはあくまでも、法律に従ってそういう定めになっているということですので、ご理解をお願いします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第9、議案第10号横手市増田集落センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第10号横手市増田集落センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

52ページをごらんいただきたいと思います。

まず、52ページでは、この設置条例の中には吉野地区の集落センターと狙半内地区の集落センターの2カ所を設置することで定められております。このうち吉野地区の集落センターを廃止しようとするものであります。

なお、吉野地区につきましては、現在、西成瀬地域センターというのが整備されておまして、この吉野地区の集落センターが廃止されることによる影響はカバーできるということであります。

次に、前の条例に損害賠償義務の条項がございませんでしたので、それを整理しようとするものであります。

それから、使用料につきましては、狙半内地区の部分について定めたものであります。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第10、議案第11号横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぴる」設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第11号横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぴる」設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

55ページをお開き願います。

まず、55ページ、第1条中は条文整理でありまして、名称をしっかりと整理しようとするものでありま

す。

それから、第5条を削るとなっておりますが、この第5条の中には業務委託の項がございます、現在、直営で運営しておりますので、業務委託の項を削るものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番(柿崎実議員) 今の説明で、現在、直営で運営しているので委託、第5条を削るということでもありますけれども、現実そういう姿になっておるといことで、現実の姿に条例を合わせたと思いますが、この後の議案第12号、第13号もそうでありますけれども、委託を廃止するという条例改正の内容であります。

この後、相当数の条例改正の中で、指定管理者制度に移行する条例の提案がされておりますが、委託をしている施設についての運営形態を、現在、委託しているものについては順次、指定管理者制度に切りかえていくという大きい方針に基づいて提案されているようでありますが、一方では、このように直営で実施をする。現実の姿はそうだということでもありますけれども、一方では直営に移行するという、この考え方に何か、私、思いますと一貫性がないような感じがいたします。

委託をしているものについては指定管理者制度に移行するように条件を整えていくということは当然でありますけれども、直営で実施しているものについても、以後、近い将来、指定管理者制度の方に移行するというのがおおよその流れだというふうに思いますけれども、そういう流れの中であえて、現在、直営ということでもありますからわからないわけではないわけではありますが、一方では指定管理者制度に移行するということを進めながら、一方では委託を廃止して直営をするということについて、ちょっと一貫性がないような感じがいたしますので、あえてその辺の考え方をお知らせ願いたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 前にもご説明申し上げましたが、現在、管理委託しているものにつきまして可能な限り指定管理者制度を導入して、9月1日までに導入を図りたいということで、今、進めております。

一方で、現在、直営で運営しているものがありますので、それにつきましては、第1弾としては、管理委託しているものについて指定管理者制度の導入を図ろうということで進めておりますし、現在、直営のものにつきましては、検討を加えた上で、必要なものからその指定管理者制度を導入しようということで進めておりますので、今回の条例改正は、業務委託をするという項目、今度、定めるときには、指定管理者制度導入のときには指定管理者制度導入の条文に変えていかなければならないわけですが、現在、業務委託をするということで、そういう内容でできないものを定めているものについて、条文整理をしようということでありまして、考え方としては、管理委託しているものはできるだけ指定管理者制度を9月1日までに導入するように検討しておりますし、現在、直営のものにつきましても、それ以降、検討を加えた上で、指定管理者制度導入が適当だということにつきましては条例改正をお願いして、

指定管理者制度の導入を図っていきたいというふうに、一貫してそういうことで進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第11、議案第12号横手市山内温泉給湯施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第12号横手市山内温泉給湯施設設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

57ページをお開き願います。

現在、この条例も「管理委託できる」というふうになっておりますが、実際には直営で運営しております。そういうことで、給湯施設は市長が管理するという、それから、第4条を削るとなっておりますが、これは管理受託者の賠償義務を定めておる項を削るというものでありまして、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第12、議案第13号横手市平鹿ショッピングエリア設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第13号横手市平鹿ショッピングエリア設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

59ページをお開き願います。

これにつきましても、当該施設使用者で組織する団体に「委託できる」という規定になっておりますが、これを削って、現在、直営ですので、現在の運営形態に合わせた条例にしようとするものでありま

す。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第13、議案第14号横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第14号横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

61ページをお開き願ひします。

本案は、第4条第2項と第6条第2項を削るという内容であります。

第4条第2項には、このスキー場を株式会社増田町中山間地域振興公社に委託するという内容になっていますが、これを削除しようとするものであります。

それから、第6条第2項は管理受託者が使用料を自己収入にできるという項目であります。この2つを削って、直営のスキー場にしようとするものであります。

なお、このスキー場のリフトには索道の安全管理者を置く必要がありまして、そういうことから、今回は直営でスキー場を運営しようとするものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は文教常任委員会に付託いたします。

議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第14、議案第15号横手市山内温泉保養施設設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第15号横手市山内温泉保養施設設置条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、指定管理者制度を導入しようとするものでありまして、63ページ以降をごらんいただきたいんですが、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条に指定管理者制度を導入しようとする条項を整理しております。

なお、現在は、株式会社山内観光振興公社に委託している施設であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 第12条の下の別表にあります入浴料、大人1人500円、それから子供1人250円とありますけれども、こういう中で、指定管理者制度をやっていた場合に、これから以降も出てきますけれども、今、入っているのは大体、私も温泉好きで行くんですけれども、400円ぐらいだと。それぐらいの中で、まず100円の幅を持たせている部分。これがいいとか悪いとかではなくて、市長は施設ごとに、施設ごとで相談しなければいけないと書いてありますから、その収支の関係の中で、例えば、今はどこへ行っても400円に入れるものが山内に行けば500円、あるいはゆっぐるに行けば300円とかいうふうな、そういうことを考えておられるのかどうか。

要するに、これは統一性の中で、少なくとも統一料金を、今、やっている、個々が管理している中でその部分を強く前面に押し出して統一料金を維持させていくのか、その方向性を教えていただきたい。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 入浴料等、この温泉施設の金額の関係につきましては、合併協議会でも協議されておまして、そもそも施設ができた年、要するに経過年数あるいは設置のときの目的といたしますが、住民の方たちに説明した経緯等、さまざまなことから、合併後、早目に料金を統一するのは困難だというふうなことで、当分の間、それぞれの施設の状況に合わせた料金でいくということになっておまして、現在のところでは、その料金統一についての協議、検討等は市ではしておりませんので、合併協議のときの内容で料金を定めております。

以上です。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 温泉施設については非常に、やはり酸化泉であるがために施設も、つくるときは補助金もありますけれども、維持管理に非常にこれから金がかかっていくんだ、そういう形の中で、確かに今のこの条例の中で非常に、ただ、これ湯に入るだけで、福利厚生の部分の温泉に対する利用価値については、また別途の努力等をしながら、これ、立ち行かなくなるのではないかと。逆に、400円ずつ払って、あるいは500円ずつ払ってこのような形で、今はいいんだけど、補修のお金が続かなくなってという部分の中で、今の形で本当にいいんだろうか、やっていけるんだろうかという疑問があるわけであります。

そういう中で、その見通し、ただ合併協で決まったからでなくて、そういう部分についてのある程度の見通しは、新市になった以上、持たなければいけないと思うので、その辺についての市長のお考えを

お聞きしたい。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 この山内のおんせん館に限らず、たくさんの温泉保養施設、その運営形態もさまざまでありまして、また、料金もさまざまであるわけですが、ご指摘のように、財政の出動に待つ部分が多うございまして、あるいはその運営に、なかなか最近の社会・経済情勢に適合しない運営をしているという側面もありまして、これの合理的な経営と申しますか、将来を見据えた、そういう経営のあり方を模索しようとして、しておりまして、新年度に入りましたら早速そういう検討を開始いたしまして、早ければ平成19年度予算からは反映させたいと思っている次第でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。1番立身議員。

1番（立身万千子議員） この項だけではなくて、これからの、一連の指定管理者制度に移行するという議案になりますけれども、私が伺いたいのは、この前も議会でも取り上げられました選考委員会あるいは選定委員会のことについてです。

前の、たしか臨時議会では、今まで管理委託をしていた、そういう実績があるから、そういう委員会を設けずにそのまま指定管理者に移行するのだという説明をいただきました。でも、そこでもやはり納得がいかず、いろいろな委員会で話し合われたと思いますが、今のこの議会においては、選考委員会なり選定委員会はやらないおつもりなのかどうか、そこをお聞きします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 結論から言いますと、選考委員会をやらないものもありますし、やるものもあるということです。というのは、今、施設を運営するのに、現在、例えば今、議題になっております山内の温泉保養施設について、現在、株式会社山内振興公社に管理を委託しているわけです。例えば競争してどこかの、山内の観光振興公社以外の人たちがそこを管理することになった場合に、例えば地元で雇用されている関係とか、さまざまな、今まで運営してきたさまざまな経過がありますので、ここで一気にそういう、例えば、安く管理するからどこでもいいのではないかというふうなことで指定管理者の指定をしていくのは、必ずしも地域にとっては望ましいことではないのではないかなというふうに考えます。

さらに、競争してもいいような施設も、数は割と少ないんですけれども、あるわけですので、そういうものについては公募をして、選定委員会を開催して選定作業を進めたいと思っています。

ですから、例えば集落の集会施設みたいなものを公募して、どこか全然違うところの人を入れるとかということは考えないで、やはりその集落の方々に管理していただくように進めていきたいと思っておりますし、競争しても大丈夫な施設については、公募して選定委員会を開いて決めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 1番立身議員。

1番（立身万千子議員） 競争原理に対しての懸念を持つものですから、そういうふうに当局が配慮し

てくださるということは大変ありがたいと思います。

ただ、今の場合、これ一つ一つの問題とはまた違いますけれども、指定管理者制度の要綱ですよ、そこがとにかく利用者、住民にとって不利益にならないようにというのを基準にして考えなければいけないと思うので、質問いたしました。

わかりました。ありがとうございます。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） この問題について、1点だけ。

これはさきに出てきました給湯施設の条例を一部改正する条例とのかかわり合いについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

給湯施設の部分については、先ほど市長が管理するというので説明があり、そして、温泉の保養施設の運営形態だけは山内振興公社、こういう説明でありました。本来、温泉施設というのは給湯があって温泉施設なわけで、これは多分、湯の量の問題を含めまして、給湯施設というのはどこの施設でも非常に金銭的にかかるものであるということから、多分、振興公社ではできないという絡みの中でこういう形にしたのかなというふうにも思いますが、そこら辺の部分をご説明願います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 山内の給湯施設は、複数の施設に給湯しております。例えば山内の老人憩の家のような施設とか、複数の施設に給湯しております、そういうことで、直営でいくということになります。

今回のこの保養施設というのは、第2条にありますとおり、鶴ヶ池荘おんせん館の方であります。鶴ヶ池荘の方は山内の公社、自前でやっていますので、それに附帯した施設ですので、一緒に管理をしていただく、そういうことを念頭に置きながら、選定はこの後でありますけれども、そういうことも念頭に置きながら、今回は指定管理者制度を導入しようとするものであります。

給湯施設は、温泉館だけでなく複数の施設に給湯しておりますので、これは直営でやっていこうということになりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。33番小笠原議員。

33番（小笠原恒男議員） 今、指定管理者制度の問題について、これからもずっと出てきますけれども、既存の、今で言う振興公社ですか、がやっているから、そのまま選定委員会にかけなくてもいいというようなお話がございましたけれども、私は、原則的には、指定管理者制度を導入する施設に関しては、全部が選定委員会にかけなければいけないと思います。その第三者機関のところの判定で、一応今、部長がおっしゃったとおり、そういう事情があるなら事情を説明して、地域のいろいろな関連の中でここが望ましいというならば、そこでいいだろうし、いや、これは競争原理を取り入れるべきだと思ったら取り入れなければいけないし、一応は選定委員会に、指定管理者制度を導入するんであれば全施設を、私は選定してもらった方がよろしいかと思っておりますけれども、そこら辺どうでしょうか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 選定委員会は最終決定機関ではありませんので、最終的にどこで、選定委員会にかけない場合にどこで協議するかといいますと、政策会議で慎重に検討して、指定するか、しないかを決定いたします。

選定委員会にかかったものについては、選定委員会の意見を聞きながら政策会議で検討して、指定するかどうかということを進めていますので、基本的に2つにかかるか1つでいくかということでありませぬけれども、現在の管理運営状況あるいは地域に与える影響等を考慮した場合に、政策会議でいきなり審議をして決定してもよろしいのではないかとこのものにつきましては、直接そういうふうな形で進めたいというふうに考えています。

ただ、例えば、特に選定委員会に限るとというのは、公募をして、どういう方々が出てくるかというのがわからない状態の中でやる場合には、選定委員会の意見も聞いて進めたいというふうに考えていますが、この振興公社のようなもの、あるいはそれぞれの地域にあります第三セクター等につきましては、選定委員会の意見を聞くということでも判断できるのではないかなということを進めておりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。25番石山議員。

25番(石山米男議員) この前も話したこと、私の考え、申し述べたことがありますけれども、やはり部長、申し述べられましたように、この指定管理者に委託される、いわゆる場所等については、これまでの古い地域、地域の歴史や宝物として育ててきたもの、あるいはいろいろな人と人とのつながりの中で、地域の中で、やはり働く場所の確保ということでもやってきた、そうしたこともいろいろありますから、そういうものを大事にしながら、その地域、その施設が残っていけるような方向で検討していただきたい、こういうふうに思っています。

ただ費用対効果、費用対効果だけでやられれば、その地域が壊れてしまいます。そういうことを考えますと、先ほど部長が申されましたような、そういう決定の、選択の方法が私は妥当だと思いますから、ぜひそういう方向で進んでいただきたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今、石山議員さんおっしゃったことは、まず、市役所の組織内でもそういう方向で考えていますので。

ただ、費用対効果の部分につきましては、選定委員会にかけない場合でも、やはり地元でやる場合でも、費用対効果については検討を加えながら、しっかりと地域のために役になるようなもので検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第15、議案第16号横手市増田緑地管理センターに関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第16号横手市増田緑地管理センターに関する条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、上畑温泉ゆーらくについてであります。このゆーらく、現在、株式会社増田町物産流通センターに管理を委託しておりますが、これにつきまして指定管理者制度を導入しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第16、議案第17号横手市増田地域間交流拠点施設設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第17号横手市増田地域間交流拠点施設設置条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、上畑温泉さわらびであります。現在は、株式会社増田町物産流通センターに管理を委託しているものであります。この施設につきまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第17、議案第18号横手市自然体験型交流施設設置条例の全部を改正する条例を議

題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第18号横手市自然体験型交流施設設置条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、天下森ふれあい農園と上畑ふるさと公園の2つの施設であります。現在は、株式会社増田町中山間地域振興公社に管理を委託しているものであります。この施設につきまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第18、議案第19号横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第19号横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の全部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

この施設は、増田町にあります地域ふれあい施設たかねと、山内地域にあります農香庵の施設であります。現在、たかねは株式会社増田町物産流通センター、農香庵は株式会社ウッディさんないに管理を委託しております。この施設につきまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第19、議案第20号横手市山内地場産品直売施設設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第20号横手市山内地場産品直売施設設置条例

の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は鶴ヶ池荘敷地内にあります直売施設でありまして、現在は、株式会社山内観光振興公社に管理を委託しております。この施設につきまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第20、議案第21号横手市松原団地集会所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第21号横手市松原団地集会所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は大森町上溝にあります松原団地集会所でありまして、現在は直営であります。

99ページをごらんいただきたいと思いますが、ここに記載されてあるとおり一部改正をいたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第21、議案第22号横手市山内三又コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第22号横手市山内三又コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は山内三又地区にあるコミュニティセンターでありまして、現在は三又区に管理を委託しているものであります。102ページ以降にあるように改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第22、議案第23号横手市大雄地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第23号横手市大雄地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この福祉センターは、現在、横手市社会福祉協議会に管理を委託しております。105ページ以降の改正によりまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第23、議案第24号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第24号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

横手市内には児童館が21館ございます。現在は、社会福祉法人や公共的団体に管理を委託できるといふふうになってはいますが、108ページ以降、条例改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 先ほど来ずっとこうやってきた中で、例えば地域に付随した、地域に、特に地域住民に対する施設、あるいはこの児童館だって多分そうだと思うんですけども、指定管理者制度

そのものよりも、地域に預ける、払い下げる方向性のある程度探っていた方が、市としての持ち出しも少なくなるだろうし、逆にですね、その地域の人たちがもっともっと有効な施策を打てるだろう。そういう部分の中で、どうしてそういう地域に根差したものに対してまで指定管理者制度を導入していかなければいけないのかな、そういう部分があるんですけども、そこについてのお考えをお尋ねします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。
鈴木信好 総務企画部長 市営の集落施設のようなものにつきましては、今後、今、議員がおっしゃったような検討も必要だというふうに思います。また、あるところでは、合併前に既にそれぞれの集落の方に渡して、新市には持ってこなかったというところもありますので、そういう検討は必要だと思います。

ただ、現在のところは、地域で持つためには地縁団体の登録等、必要な手続きもございますので、当面は、まず現在、委託していることもございますので、指定管理者制度を導入して、議員がおっしゃったような検討を加えながら、地域の人方と十分話し合いをしながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第24、議案第25号横手市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第25号横手市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

在宅介護支援センターにつきましては、現在の条例の中から横手の部分は廃止、それから増田の部分につきましては、いきいきの郷と重複するということで除いております。それ以外につきましては、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） 質問しなくてもよかったような感じもしますが、今度、介護保険条例のところでも出てくるわけで、ちょっと関連しますけれども、今、説明がありましたように、横手と増田の基幹型の介護支援センターをなくして、介護保険条例の改正に伴って大森に地域包括支援センターを置くということのようではありますが、そうしますと、横手市の場合は、旧横手市でありますけれども、現在は

基幹型ということで介護支援センターがあるわけでありましたが、この基幹型を削ることによりまして、横手市には介護支援センターが3カ所あるわけでありまして、それぞれ特定の事業所にあるわけでありまして、基幹型は社会福祉協議会でやったわけでありまして、基幹型を旧横手市から削ることによって、社会福祉協議会が抱えているサービスを提供する介護支援センターというものがなくなるわけでありまして、3つともそれぞれ、すこやか、あるいはすこやか森の家とか、特定事業者に限られているわけでありまして。

地域介護支援センターの役割を考えますと、特定の事業所にあるのみならず、基本的には、直営であれば一番いいんでありますけれども、現在、直営は1カ所か2カ所しかないんであります。ほとんどは社会福祉協議会に委託をしている状況であるわけでありまして、この基幹型を横手の社協から外しますと、横手市には、今、申し上げましたように、地域型の支援センターは特定事業所しかないということになりますので、私は、住民の利用を考えますと、特定事業者だけでなく、やはり従来から第三者機能的に公平・平等に状況を把握して介護相談に乗っておられる社会福祉協議会というものが、ひとつメインにならなければならないのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、基幹型は削るにしても、横手市の社協で現在の基幹型を地域型に切りかえて、社協で扱う介護支援事業というのは必要なのではないかなという感じがいたしますけれども、そういう考えはないのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

私どもも平成18年4月1日以降、制度改正に基づきまして、新たに設置される包括支援センターとのかかわりがございますけれども、まさに今、柿崎議員さんがおっしゃったような、現実的な福祉のサービスと申しますか、そういうことについて内部的に心配いたしまして、検討してまいりました。

したがって、現在、横手市にあります基幹型につきましては、旧横手市にあります3つの在宅介護支援センターを統括するといえますか、まとめ上げながら、さらに新たに設置されます包括支援センターとの連携といえますか、いわゆる今、新しい横手市の統一したサービスの基準といえますか、そういうものをフォローしながらやっていただく施設として残したいというふうに考えております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第25、議案第26号横手市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第26号横手市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、市内にあります7つの特別養護老人ホームを指定管理者を導入して管理をしていこうということでの改正でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。2番土田議員。

2番（土田百合子議員） 福祉施設の、今現在、施設内での事故というのは年間どのぐらいあるものなのかお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 細かい点といいますが、そういう数値については、今、個々に数値は持っていないけれども、きのうの議会でも問題ありましたけれども、いろいろこの送迎にかかわります、いわゆる送迎のバスの関係が主なわけでありますけれども、こういった関係の事故がそれぞれ1施設について一、二件、あるいは二、三件ほど現在のところあるということで把握してございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 2番土田議員。

2番（土田百合子議員） 例えば指定管理者制度に移行された場合、そのような施設の事故に対応するマニュアルが統一されていないといけないというふうに私は感じておりますけれども、そのようなことについてはどう対応されるのかお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 現在、直営で行われておるわけでありまして、市長の公約にもございまして、いわゆる施設については指定管理者あるいは民間の経営等々についての考え方が示されております。したがって私ども、今後、現実的にそこで生活されておられる、いわゆる肉体的にも精神的にも申し上げますが、弱い方々なわけでありまして、したがって、そういう生活の処遇等々を含めまして、内部的に十分検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第26、議案第27号横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第27号横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

市内には老人憩の家が4施設ございまして、現在は直営で運営されております。これを117ページ以降のように改正をいたしまして、指定管理者制度を導入していこうとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第27、議案第28号横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第28号横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、先ほど給湯施設のところでお話ししましたけれども、この施設も給湯施設からお湯が供給されている施設でありまして、鶴寿苑の隣にある福祉センターでございます。120ページ以降改正をいたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものでありますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第28、議案第29号横手総合技能センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第29号横手市総合技能センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、現在、職業能力開発促進法第24条の認定を受けている団体ということで、横手地方職業能力開発協会に管理を委託している施設でありまして、123ページ以降改正をいたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

以上で説明を終わります。お願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 部長にお願いなんですけれども、非常に、我々議員でさえも場所から何から、その使用目的から、非常にわからない。各地域におけるところの寄り集めで、しょうがない部分もあるけれども、せっかくの施設が、ただ指定管理者にするだけでなくて広く市民に有効に使われなければいけない、そのことがもっと大きな、指定管理者よりも大事な部分だと私は思っております。非常に財産だと、これからも。

だから、どこにあって、どういったことでみんなして使えるという部分の周知、それを非常に考えていただきたい。非常にもったいない。非常に今、近隣の議員の皆さんとしゃべって「これどこよ」、「これどこよ」という感じの中でやっていますので、議員も知らない中で、やはり市民がなかなか知らない部分があると思うので、そんなところをお願いしたいと思います。それらの方法についてはどうか。部長。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 大変申しわけありませんでした。

まず、総合技能センターは、今の南庁舎の東側にある施設でありまして、職業技能訓練等を実施している施設であります。この後につきましては、その辺のところも入れながら説明していきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第29、議案第30号横手市増田商店街共同利用施設「コミュニティラウンジ」に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第30号横手市増田商店街共同利用施設「コミュニティラウンジ」に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

この施設につきましては、商店街の交流スペースとして増田商店街の中町というところに設置してある施設でありまして、現在、増田十文字商工会に管理を委託している施設であります。126ページ以降、

条例を改正いたしまして、指定管理者制度による管理をしていきたいということで提案申し上げました。
よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第30、議案第31号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第31号横手市集落多目的共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この集落多目的共同利用施設というのは、まさに名のとおりでありまして、集落の皆さんで多目的に利用できる施設であります。現在は平鹿地域に1カ所、雄物川地域に3カ所、大森地域に13カ所、大雄地域に1カ所、合計18カ所ある施設でありまして、直営という形になっておりますが、多くの施設は実質的に多目的共同利用施設等運営委員会、地域の人方で組織する運営委員会等に実質的に管理していただいているような施設でございます。

今回、129ページ以降改正をいたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第31、議案第32号横手市有機センター等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第32号横手市有機センター等設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は3カ所ございまして、増田地区、それから平鹿地区、大森地区にそれぞれ有機センターが設置されておりまして、現在は農協の方に管理を委託している施設であります。

なお、大雄の堆肥センターにつきましては、設置条例の中に既に指定管理者制度導入について規定してありますので、今回はこの3施設について、123ページ以降、条例を改正して指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第32、議案第33号横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第33号横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

横手市内に農村公園は全部で44カ所ございます。現実には、ほとんどの施設が住民で組織する団体に管理を委託している状況でありますので、今回、136ページ以降、条例を改正して、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員）今の指定管理者制度なんですけれども、考えてみれば、物すごいビジネス的に合う職種というか、施設というか、考えてみると合わない施設もあるかもしれない。ただ、これまで何億円、何十億円と投入した資金が一瞬のうちにだれかに運営任せ、この指定管理者制度によって、そんなにもうからなくても自分の給与だけは取れる、そういう形の施設がいっぱい出ると思います。それで、この指定管理者を選定する段階において、非常に難しい結果が出るのが明白であります。

言ってみれば、例えば特別養護老人ホーム、あるいは温泉施設、何億円とかかっております。これが簡単にだれかが運営する。何にもぬれ手にアワで。それが商売になるかもしれない。こういう状態ですから、これを、確かに市が持ち出し、どの程度するのかわかりませんが、直営でやるよりいいかもしれない。そういうビジネス的に物すごくいいところと悪いところとありますので、この選定方法、あるいは特に特老などは、今、どこの地域でも、やりたくてもやれないという状況がたくさんあります。これが簡単にやれる状況になる。物すごくいいビジネスチャンスなんですよ。

この選定方法について、あるいは実際にこれが全部指定管理者制度になったときに横手市の、いわゆる費用対効果、コストプロフィットどの程度になるか、そういう試算はしていますか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、だれかわからない人ということではなくて、その施設を管理運営するのに適した方をお願いするということですので、そういうことで選定をしていくわけであります。

施設の中には、議員おっしゃるとおりに、収入があるものと全くないものと、さまざまであります。基本的に我々が選定する場合には、横手市が管理する場合と比較して、同じかそれ以上に施設を有効に活用していただけるような運営をしていただく方をできるだけ選定していくということであります。ですから、トータルで費用対効果についてのものは全部はじき出ししたりはしておりませんが、実際に施設の管理者を指定する、選定しようとする場合には、現在その施設でどういうふうな管理状況、あるいは管理費がかかっているかということ、それから提案されたものがどういうものなのか、それから提案された内容が本当にできるのかということを勘案しながら、少なくとも現在、横手市で、例えば直営の場合は横手市で管理している場合、あるいは管理委託している場合でも、今以上に効果があらわれるような仕方をしていただくようなこととお話をしながら、管理をお願いしていこうということが基本であります。

ただ、実際には、公募しましたが手を挙げる方がいないということも出てくる可能性もありますので、その場合には直営でいかざるを得ないということもあると思いますが、可能な限り利用しやすい形態、あるいは住民の皆さんにとって不利益にならないような形態で、適正に管理していただく方を選んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時10分 再開

佐々木喜一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木喜一 副議長 議長を交代いたします。よろしく願いします。

議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第33、議案第34号横手市農村集落生活館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第34号横手市農村集落生活館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、大森町の船沢と十二ノ木という地域にあります施設でございます。現在は地元の管理運営委員会に管理を委託しております。139ページ以降、条例改正を行いまして、指定管理者制度を導入しようとするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第34、議案第35号横手市きのご培養センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第35号横手市きのご培養センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本施設は、大森町町田地区にありますキノコ培養の施設でございまして、現在、農事組合法人に管理を委託しております。142ページ以降、条例を改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第35、議案第36号横手市農村婦人の家設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第36号横手市農村婦人の家設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本施設は、大森町湯の島にあります施設でありまして、現在は直営で運営しております。146ページ

以降、条例を改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第36、議案第37号横手市特産品生産振興センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第37号横手市特産品生産振興センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本施設は、増田町狙半内地区にあります施設でありまして、このセンターの中には開発施設と生産施設の2つがございます。今回、149ページ以降、条例改正をいたしまして、生産施設について指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第37、議案第38号横手市林業集会センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第38号横手市林業集会センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本施設は、横手市金沢の根小屋地区にあります施設でございます。現在、町内会に管理を委託しております。152ページ以降、条例を改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第38、議案第39号横手市牧野管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第39号横手市牧野管理設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

横手市にあります牧野につきましては、増田町の外畑牧場と山内地域の鍋ヶ沢牧場の2カ所があります。現在、受益者で構成する組合等に管理を委託することができることとなっております。155ページ以降、条例を改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。19番堀田議員。

19番（堀田賢逸議員） 乳用牛と肉用牛がいますけれども、それぞれ何頭ずついるか教えてください。

佐々木喜一 副議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後日報告したいと思います。

佐々木喜一 副議長 ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 19番議員、それでよろしいでしょうか。

【「結構です」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第39、議案第40号横手市防災センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第40号横手市防災センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

横手市に防災センターは3カ所ありまして、横手地区と平鹿町、十文字町にございます。現在は、横

手防災センターは町内会に管理委託しております。平鹿防災センターと十文字防災センターは直営で運営しております。

今回は、158ページ以降、条例を改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第40、議案第41号横手市コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第41号横手市コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

市内には、横手地域に寿町コミュニティ消防センターと平城コミュニティ消防センターの2カ所がございます。現在は公共的団体に管理を委託いたしております。163ページ以降、条例を改正いたしまして、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 条例改正に別に異存はないわけですが、この2つの施設とも、建設に当たって町内会が敷地を買収して市に寄附したというふうな経緯があるわけですが、その経緯と今後の管理、さらには使用料等についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 指定管理者制度、導入して管理者を指定する場合には、その経緯等も十分踏まえながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） その経緯等、説明はもちろんだと思いますが、使用料等について、当該町内会が使用する場合は免除するとか、そういう免除規制はどうなりますか。あるいはその援助規定がないのかどうか。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今回、使用料を制定いたしまして、使用料につきましては、指定管理者が指

定された場合に指定管理者の収入になって運営されるものであります。

それから、使用料の減免については第9条で定めておりますので、よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第41、議案第42号横手市大雄ふるさとセンター設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大雄区長。

横井新蔵 大雄区長併大雄地域局地域振興課長 ただいま議題となりました議案第42号横手市大雄ふるさとセンター設置条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この施設は、大雄地区にありますゆとりおん大雄でございますが、現在、大雄振興公社に管理を委託しているものでございます。本施設につきましては、合併時に指定管理者制度の導入について設置条例の改正をいただいておりますが、今般、施設を有効的に、効果的に運営するために、条文の整理を行うものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） このふるさとセンターの設置条例、ゆとりおん側の1号館と称する部分については問題ないかと思いますが、この3号館という部分につきまして、経緯を若干私から。私がお話するのも口幅ったいのでありますが、当大雄地区におきましては、旧来、公民館施設等のものがない、無料の休憩所等のものがない、そういう中でこの施設をつくったということがあります。

この条例の今の料金表等を見ますと、これが有料という形に生まれ変わっております。そのできた経緯、また、そういうものをなぜつくったのかということをかんがみますと、これはやはり、ちょっと考えなければいけないのではないかなというふうに思いますが、この部分について、その詳細な料金等につきまして、いま一度お聞きしたいと思っております。

佐々木喜一 副議長 大雄区長。

横井新蔵 大雄区長併大雄地域局地域振興課長 3号館の料金についてでございますが、この後、指定管理者制度導入の際には、この上限の中でその管理者と市が協議して決めていくことになっておりますので、その際、検討いたしたい、こう考えております。

佐々木喜一 副議長 34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） 今のお話を聞く限り、やはり有料になるのは当然かなというような答弁だっ

たように感じます。できた経緯等、何回も申し上げますが、やはり勘案するべきであろう。それで、これに代替するといいますが、かわるような施設があれば、それはそれで構わないとは思いますが、大雄地区には、先ほども申しましたが、きちんとした公民館等の、そういう施設的なものは配備されていないというのが私の認識であります。一応そういう形の名前をつけたものはありますが、このゆとりおんに面した部分での2号館という部分ではありますが、実際には集会等できるような施設でもありませんし、そういうものはないというふうに認識しております。

その中で、やはりこここのところが引っかかってくるのではないかなというふうに思いますが、再度ご答弁をお願いします。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 この料金のことではありますが、議員おっしゃるとおり、出発時はそういうことで運営されたということだと思いますが、新市に引き継ぐ前に、既に利用形態をこういうふうなスタイルでやるということが進められておまして、それを新市が引き継いだ形になっておりますので、要するに、利用形態を変える段階、前の段階で当時の大雄村では議論されて、そういう方向に変更になったものというふうに思いますので、現段階ではこの方法で進めていきたいというふうに考えています。

なお、公民館的な施設がないということにつきましては、実態をもう少し調べながら内部で検討してみたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

佐々木喜一 副議長 34番寿松木議員。

34番(寿松木孝議員) 合併前の、その状態を維持した形の中でということ信じながら、そういう形の料金設定でいけるのであればいいかというふうに思いますが、上限は書いておりますが、この形の中で普通の施設と同じような形で扱われると、非常に地域住民の方としては、いろいろと戸惑うところがあるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺は、指定管理者の方ときちんと精査しながら進めていただきたいと思います。

答弁は結構です。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。11番奥山議員。

11番(奥山豊議員) 特別質問しなくてもよかったかなと思いましたが、寿松木議員に関連して質疑いたします。

午前中から温泉保養施設等の料金等、あるいは合併協議会等で協議されて設立された当時の条件等があつて、なかなか料金の統一化は図れなかったというふうな説明がありました。しかし、このたびの条例の改正という観点から考えますと、やはり類似施設でありますので、突出した料金の上下価格、このまま指定管理者制度に移行された場合、心配される面もございますので、料金設定の上限にかかわるところは、ある程度の均一化を図って条例化すべきではなかったかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 基本的に、それぞれの施設を設置しようとしたときの地域のいろいろな思いとか、そういうものがたくさんあると思います。例えば、上限だからといって高い方に全部をそろえるとなった場合に、今まで安いところも「上限なので」ということで、できるだけ収入を得ようとして高くしたりということも考えられますので、今回は、その上限についても、それぞれ設置された地域の経過を十分尊重しながら設定いたしました。

将来的には、そろえるかどうかということはまだ少し議論して、検討して進めなければならないというふうに思いますが、今回、合併のこの時点では、それぞれの地域で運営されてきている内容を十分尊重した上で、統一しようということではなくて、その部分を尊重して進めようということで行いましたので、統一するかどうかということについては、今後、議論して、検討して、どうするかというのを進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第42、議案第43号横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。増田町区長。

高橋誠 増田町区長併増田地域局地域振興課長 ただいま議題となりました議案第43号横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例の全部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

これは、株式会社増田町物産流通センターに管理委託してございます。指定管理者制度導入のための条例の一部改正につきましては、前の議会におきましてご決定いただいたところでございます。今回は、条文を体系づけたものに整理するために全部改正したいとするものでございます。

176ページの第1条から第12条の条文から成っております。

内容的には、前の条例と大きくは変わってございません。

また、利用料金につきましては、弾力的な運営が可能ないように上制限を設けるということになってございますけれども、基本的には当分の間、現行どおりとしたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第43、議案第44号横手市出産祝金支給条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第44号横手市出産祝金支給条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由は、出産祝金の受給にかかわる申請手続を明確にいたしまして、一律の金額で出産祝金を支給する条例改正に伴いまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

条例の内容をご説明申し上げます。

182ページです。

出産祝金支給条例の全部改正といたしておりますが、大きく変更になったのは、第2条の支給要件に「分娩した日から起算して6ヶ月以上前から継続して本市の住民基本台帳に登録されている者」の条文を加えたことと、それから、第3条の祝金の支給額を一本化いたしまして、一律3万円とした点でございます。

また、支給の申請と支給の取り消しの条項を加えまして、条例構成を整理いたしております。

附則では、施行期日と経過措置を定めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。2番土田議員。

2番（土田百合子議員） 次世代育成計画によりますと、出産祝金として第1子2万円、第2子5万円、第3子以降は10万円というふうになっております。このたび一律3万円にしたという理由と、3万円の根拠というものはどういうものなのか、お知らせください。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 合併協議の中におきましては、出産を奨励いたしまして子育てを支援しようという趣旨から、出生順位により支給金額の異なる事業として進めてまいりましたけれども、生まれるということについての考え方なんですけれども、1番目も2番目もなく平等であり、尊厳に値するものであり、また、国の方でも児童手当などの拡充、そういうものが予定されていることから、今後、市としてもこういう子育て支援に対しては、いろいろ事業というものを充実させていくわけなんですけれども、そういう視点での取り組みを大事にいたしまして、子供たちが健やかに成長できるよう支援をしてまいりたい、そういう視点で今回の予算の取り扱いになった次第でございます。

よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 2番。

2番（土田百合子議員） 旧横手市の場合は祝金がなかったので、非常に子育て支援が拡充されたというふうに思うんですけども、これまで実施していた町村にしてみますと、非常に子育て支援が後退したのではないかと感じられる部分もございます。その点についてどのようにお考えなのか。

また、第2条に「6ヶ以上前から継続して」と書いてありますけれども、これは妊娠何カ月目からの方が対象になるのかも併せてお伺いいたします。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 6カ月につきましては、妊娠何カ月とか何かそういうことではなくて、6カ月以上居住されている方が、以前から住んでいる方がこの祝金の対象になるということでございます。

佐々木喜一 副議長 2番。

2番（土田百合子議員） よその方は、たしか妊娠5カ月ほどでいただいていると思うんですけども、例えば母子手帳をいただいた方が対象となるのかどうか、確認したいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 今も申しましたけれども、あくまでも住所要件としてこの6カ月ということでございますので、何というんですか、母子手帳云々のことではございません。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 今の土田議員と重複するところがありますけれども、その6カ月の要件であります。住所6カ月、それありますけれども、本来のこの目的に沿うものであるとしたならば、少なくとも6カ月以上ここに籍がある、なしてからでも、前後3カ月でもいいし、そういう要件なら話はわかるけれども、つくったときからするならば10カ月でしょう。要するに、分娩したときが……。何か整合性がないんですよね。何で6カ月か。

そういう部分で、この条例の目的に、第1条に沿うのであれば、少なくともここに転居してくる方もいっぱいおられるわけです。それも横手市民だ。税金も、籍がここにある以上は納めてもらえる。それが6カ月以上ここに籍がある人という話なら話はわかるんだけど、「前6カ月」という部分の中で、非常に首を傾げる部分がある。そこのところをいま一度お聞きいたします。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 この6カ月以上という文言が出てきたというのは、一番、こういう議場でお話ししてよろしいのかどうかわかりませんが、妊娠して、横手市でこういうサービスがある、そういうことで急遽転居されてくる方、そういう方が、そういう悪意の防止ということなんですけれども、そういう悪意に満ちた行為をなさる方がもしあるとすれば、これはいささか問題があるなということで、まず6カ月以前からという、そういう条項を1つ加えさせていただいたということもありますし、それからまた、何といいますか、この祝金がいわゆる定住促進に効果のあるものだ、そういうふうな視点もございませぬ。

お答えになっているかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 後ほどの委員会の審議もあるから、そちらにも任せたいと思いますけれども、今の部長のお話の中で、例えば祝金の額が3万円である。これ300万円だったら私も考えようかということもあるんですけども、3万円だから平等にみんなして、横手に住んで籍のある人たちに、子供が生まれときに、この少子化のときにお祝いするという形の中の金額だと思いますし、そういう部分の中で、悪意に満ちたとか何かでなくて、やはり性善説に立たないと非常に、こういう出産祝金条例とか何か、目的に沿ったものにするのであれば、やはりこの6カ月規制というのは少なくとも見直すべきだ、私はそういうふうに思うんですけども、この後の審議については委員会の審議を見守りたい、そのように思っています。

終わります。

佐々木喜一 副議長 答弁要りませんか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 実は、この議案を見てびっくりしたんです。といいますのは、合併協議会で2万円、5万円、10万円というふうに、それが合併の報告で、それぞれに市民にも大分周知しておるところなんですね。それが今度、条例全面改正で3万円に一本化したということについて、そういうふうな合併協議で決まったことをこういう方向で決定したのは、どういう経緯で、どこのところでそうなったのか、その経緯について説明願います。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ちょっとこの議題とは違うんですが、前にも合併協議、合併で協議された事項は大いに尊重すると。当然今回の出産祝金に関しても尊重すべき事項であるし、それをもとにして今回の予算編成をしたわけなんですけど、やはり行政を運営していく段階で、いろいろ環境の変化というのが生じてきます。特に財政事情もあるだろうし、それから、先ほども申し上げましたが、国の方で児童手当の拡充とか、それから秋田県においても子育て支援事業関係の事業の充実等を図っていく、そういう環境の変化がございまして、その中で出てきた出産祝金の額でございますので、そこら辺のところ、何分よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

佐々木喜一 副議長 32番。

32番（赤川堅一郎議員） 部長の説明はよくわかります。しかし、環境の変化と言っても、まだ合併後3カ月だけでありますね。これまで市民にそういう経過を報告したことと、この条例改正をどういふふうに説明されるのか。市民が合併後の環境の変化、財政事情というふうなことだけで市民を納得させるということは、やはり行政の責任として私は違う問題ではないかなというふうに思うわけでございます。

市民の大半に、このことはちゃんと周知しているわけですね。これが3万円に一本化したということ

については、恐らく市民がびっくりするだろう、どこのところでこういうふうになったんだろうというふうな危惧を抱くわけでございます。そうでなくても討議の中には、「合併協議で決まったこと」というようなことが再三討議されておりますが、この種類のものについては簡単にそういうふうな、環境が変わった、財政事情というふうなことでは、私はなかなか納得できない。

いずれ委員会で十分審議される問題だと思っておりますが、もう一度市長から、これは合併協議の責任者である市長からお願いいたします。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 合併協議の中でこの問題が一時期、大きな議論になったのは、当時、協議の席にオブザーバーであれ何であれ参加した方にはよくおわかりのことかと思っておりますが、大きな論争になった部分でございます。それは、子育て支援という、これはお祝金であります、子育て支援というものをどう考えるかという根本の議論でございまして、そういう意味では、旧横手市もそうでありましたが、こういう祝金をやっておられない自治体と手厚くやっている自治体の基本的な考え方の差があったわけでございます。

合併協議でありますから、いずれかに決めざるを得ないというような状況の中で、協議はまとまったところでございますが、しかし、根本において子育て支援はいかにあるべきかという議論が、全体としては尽くされていないというのが私の考え方です。子育て支援は、祝金とはいえ子育て支援政策の一環でありますので、これ単独だけ取り上げて論ずることは難しいだろう、無理があると思っっている次第でございます。そういう意味では、合併いたしましてまだ5カ月弱、まだまだ子育て支援策全体としての統一した、ほかの政策も含めた支援策の整理というのができておられない状況の中でありまして、私は、そういう経緯の中で生まれた協議ではありましたが、子供さんが生まれることについては、1人目であろうと5人目であろうと10人目であろうと、お祝いするに差があるのはおかしいというのが私の考え方でございます。そういうこともありまして、今般、一律に3万円の支給でお祝いするべきではないかという提案をさせていただいたところであります。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 32番。

32番（赤川堅一郎議員） 市長の話は十分わかります。私自身もこういうふうな一時の祝金よりも、やはり子供の成長過程における子育て支援策が大事だということは十分わかっておりますし、そういう論者でもあるわけでございます。現に出産費を国が全部助成をするというふうなことを、全国アンケートをとったところが70%の方が反対をしまして、もっとそれよりも子育ての、学費や、あるいは環境整備のための国の助成をお願いするというふうな圧倒的な結果が出ておるわけでございます。私はそういうふうなことで、このことそのものには反対するわけではないんですが、2万円、3万円、10万円、一旦そういう方向で決定したものを今度一律3万円というふうに決定したことに対して、私は、そういう市民にかわって、反発を感ずるので、質問申したわけでございます。

答弁は要りません。委員会で十分ご審議をしていただきたいと思います。私の考えだけ述べまして、終わります。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。25番石山議員。

25番(石山米男議員) 出産祝金については、合併めぐる状況の中でいろいろあったことも事実であります。私もその当時、最初のところを書いたような記憶があります。

やはり2万、3万円、10万円、ありました。我が増田の場合ですと、1子、2子、3子関係なく出産と同時に5万円であります。そして小学校に入学時点で3万円、中学校の入学時点で3万円、こういうお祝いの条例をしておりました。しかし、1番目が2万円、2番目が3万円、そして3人目が10万円ということは、我々がこれまで行ってきた、もう子供は平等だという面から言いますと、その時点で差別をつけるのかということが1つありましたし、それから、我々今まで5万円やってきたのが一挙に2万円まで下がるということは、我々が合併協に臨む立場として大変これは困るということで、ゼロの町村もありましたけれども、そういう意味で、私どもも3万円ということで納得したところでありますが、ただいま赤川議員さんのお話によりますと、2万円、3万円、5万円が市民のほとんど了解を得た上で、何でこういう話が出てきたと言われると、私もだまっているわけにまいりませんでしたので、そういう事実があったとすればあったなりに、これからそういう誤解を解消するためのひとつ手立てをとって、せっかく今、決まったばかりのやつ、この議場の中でもとに戻る、そういう状況にならないように、ひとつ市長の方からもリードをとってもらいたいなというふうに思っているところで、一言発言させていただきました。

佐々木喜一 副議長 答弁は。

【「要りません」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第44、議案第45号横手市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第45号横手市情報公開条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

186ページをごらんいただきたいと思います。

この条例改正は、指定管理者に管理業務に係る情報の公開を、市の情報公開条例の趣旨に沿って対応

するよう努力規定を定めてものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第45、議案第46号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第46号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度で設置いたしました2カ所を加えようとするものであります。

188ページをごらんいただきたいと思います。

188ページの表の一番上の横手市大森町前田局と、一番下の横手市山内南郷局の2カ所が今年度、工事をしたものでありますので、この2カ所を加えようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 今、携帯電話については、それこそ1家族に1台でなくて1人に1台の時代になってきている。そのために、このように使用エリアを拡大する、これは完全にそのとおりでありますけれども、会社として、今の携帯電話の会社として、大きいところでも3社あるんだと。そういう中で、これはどこの会社……。3社が全部それを、例えば横手の山内、それから大森にやるとも思わないけれども、鉄塔を建てるどころまでが我々地域の仕事なのか、そこあたりを知りたいんですけれども。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 NTTとauでありまして、要するに、人口の多い所、利用者の多い所はそれぞれの事業者が建設をしたりしているわけですが、そうでない所につきましては、補助をいただきながら市の方で設置をして住民の皆さんの利便に供するということでもあります。

今回設置した2カ所とも、3社のうち、NTTとauであります。その2社の分につきましては、今回、利用できるようにしようとするものであります。

佐々木喜一 副議長 16番。

16番（齋藤光司議員） 通信可能地域だと言いながらも、今、言ったボーダフォン、もう一つですね、今、会社名出しましたからそう言いますけれども、3社の中で非常に電波状態のよいところ、そしてま

た悪いところが現在あるんですね、市内の中で。それが使用者の選択のもとに、これはだめだ、そういうわけで私、今、変えたわけでありませけれども、意外と頻繁に個人の判断で変えておられる。だから、こういう中で、例えば3社の中でa u、N T T、何でボーダフォンがないのか。広がれば広がるほどいいんですけれども、ボーダフォンを使っている方にとってみれば、選択の幅が狭まるということは非常に残念だ。ここあたりがどういうふうになっているのか、そこをもう少し詳しく教えてください。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 基本的に、設置する場合には事業者と協議をいたしまして、設置をしていただく、私の方からはできるだけ要望するわけですが、事業者が、例えば市が設置しようとしても事業者が乗ってこなければ設置できないということになります。

ちなみに、現在はN T Tの場合でもm o v aとF O M A、N T Tにも何か2種類ありまして、m o v aとF O M Aありまして、それも通信環境はいろいろ異なっているようでありませけれども、今回は市の施設として2基増設したわけですが、現在N T TではF O M Aの領域を広げようということ、この後、山内の黒沢地区、小松川地区、それから増田の天下森地区、それから雄物川の和田という所、そんな所にF O M Aの利用をN T T自身で拡張しようという事業者の動きもございます。

ただ、今回設置いたしましたし、この後、平成18年度でもいろいろやっていますが、現在のところ、事業者の動きのない所には市の方でできるだけ設置をして、住民の皆さんの利便に供しようということで、現在考えられておりますのは、山内地区に2カ所、それから大森の坂部地区と全部で3カ所ぐらい、事業者の動きのない所に設置すれば、あとは事業者の動きと併せて大体市内の不感地域が解消されるのかなというふうなことを考えておりまして、平成18年度では坂部地区について、今、補助要望などしておりますけれども、そういうことで、一緒に我々とやっていただける事業者と進めていくというふうなスタイルで進めておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番(柿崎孝一議員) 今のにちょっと関連すると思ひませけれども、まず、当然業者として有効に使える場所には業者で、あとはちょっと利用、お金というか、合わない所には市と連携しながらというお話でしたけれども、実際、今、業者の話を聞きますと、五、六キロに1本ずつ建てるという計画があるようです。

そういうときに、実際うちの方にも建っておりますけれども、地域の住民に対しては、まだこれもあるいろいろな医学界の方でもはっきりした結論は出ていないということでしたけれども、電波障害による体に対する影響とか、さまざまところで議論を呼んでいませけれども、一切そういう説明がない。そういうところで、市では業者に対して、地域住民にそういう説明会を行うなど、どのような指導を行っているのか、また、一切していなかつたら今後どのようなことで、今度だんだん建ってくる、ますます建てていきたいという業者もありますので、どのように業者と連絡をとっていくのか、その辺のこれからの見通し、対策についてお知らせください。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 申しわけありません、地域に説明しているかどうかというのは、ちょっと今、把握しておりませんが、基本的に、不感地域につきましては合併前の町村で事業者等に鉄塔の設置を要望しておりました。それら全体を見ながら、事業者が行えるものについては事業者の方にお願ひしますし、事業者が行えなくて住んでいる方々が利用できないような地域につきましては、市の方で何とか対応していこうというふうな方針で進めております。

ですから、住民の皆さんに説明しているかどうかというのは、ちょっと今、把握しておりませんが、基本的には、従来、町村で要望していたものを新しい市に引き継いで、それを実現するためにどういう方法があるかということ、事業者に直接やらせてもらう分と、それから市で補助をいただいて設置する分、場合によっては補助も何もなくても設置しなければならないということもあるかもしれませんが、そういうことで、住民の皆さんの利便性を高めたいということで進めております。

佐々木喜一 副議長 6番。

6番(柿崎孝一議員) 実際の建てる前の説明ということですが、今、醍醐地区に住宅が建つところですが、あそこに電波塔があるわけです。実際にそういう所に、後にそこに住んでから電波による、本当に電磁波による健康障害が起きないとも限らないわけですが、そっちは前後ちょっと逆になって、建ったところに人が住むということですが、実際、今はある町場にも建っているわけですね、なかなか場所がなくて。そういうときに、どこにも連絡しないでぽつと建てるわけにはいかないと思いますけれども、実際、市の方とか改良区とか、いろいろなところに許可を得ながら、お話ししながら建てる準備を進めていると思いますけれども、その段階で何かしら業者と市との連絡というものはないのでしょうか。その辺を聞いておるんですけれども、実際に届けが出ているということで理解していいんですか。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 電磁波の健康障害のことにつきましては、これに限らず、多分、世の中に今あるもの、ほとんど電磁波がたくさんあると思いますので、健康のことについては、どうするのがいいのかというのは、ちょっと詳細に把握しておりません。

なお、業者が建てる場合のことではありますが、建てる場合には、例えば農業振興地域内に建てるのであれば、農振の解除とか何かそういう手続が必要だと思っておりますので、それは必ず市の方に来ると思っております。それから山の場合でも、建てる場合にはさまざまな形で市の方に、どこに建てるというのはある程度わかっています。わかっていますけれども、それについて事業者の方と、何と申しますか、健康障害も含めてさまざまな地域への説明とか、そういうことについて、現実には余り行ってはいない状況です。

ただ、前、横手でNTTが金沢地区の史跡に近い所に建てようとしたときには、例えば建てるものを鉄塔ではなくて丸太で組んでほしいとか、さまざまな要望はしていますが、基本的に、業者から建築の確認申請が出された場合には、法律に違反していなければそれを拒否できないような内容になっている

というふうに思います。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第46、議案第47号横手市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第47号横手市特別会計条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、坂部診療所の会計処理を他の診療所と同様、一般会計で行うこととするため、坂部診療所特別会計を廃止するとともに、介護保険制度の改正によりまして地域福祉の中核機関として新たに設置されます地域包括支援センターについて会計を区分するため、横手市地域包括支援センター特別会計を設置することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第48号の上程、説明、質疑、委員会委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第47、議案第48号横手市ふるさと振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第48号横手市ふるさと振興基金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、ふるさと振興基金条例の処分規定を改正することについて、本議会の議決を求めようとするものでございます。

本条例の改正では、第6条の処分規定について、基金の全部または一部を処分することができる場合として、(1)から(3)について定めようとするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第48、議案第49号横手平鹿町ゆとり館の浴場等の使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。平鹿町区長。

柿崎洋悦 平鹿町区長 ただいま議題になりました議案第49号横手市平鹿町ゆとり館の浴場等の使用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

平鹿町ゆとり館は、浴場を利用しての市民の健康づくりはもちろん、高齢者の機能訓練とか生きがい活動事業などを主とする施設です。旧平鹿町では、70歳以上の高齢者に対して年度内12回の無料券を交付しておりました。平成18年度から、これにかわる高齢者入浴券が支給されることになりましたので、減免規定を削除いたします。

また、5つの時間帯で区分しておいた料金表ですが、これを1つにまとめまして設定することによって、高齢者が利用しやすい施設にすることとともに、さらなる利用者の増加をねらいとするものであります。

ページ194ページをごらんください。

改正するところですが、第2条中「区分による使用料」を「使用料」に改める。

第4条中「次に掲げるものは」を「次に掲げる場合は」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とするものであります。

なお、新しい料金表につきましては、下にありますのでごらんください。

よろしくご審議をお願いします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） ただいまの説明でよくわかりました。従来であれば70歳以上、ゆっぶると合わせて年12回無料だったわけでありましたが、今後、これだけを見ますと全部有料だということになるわけでありましたが、その見合いとして高齢者入浴券支給事業が行われるということでありましたが、問題は、この高齢者入浴券支給事業の内容でありましたが、年齢を65歳なのか70歳なのか、75歳なのか、あるいはそういった支給要件、それから年何回配布するのか、そういったところをあれですね、これ、私は条例で先に定めなければならないのではないかと考えておりますけれども、聞くところによりますと要綱で定めるといふようであります。その定められる予定の要綱というのはどういう内容になっているのか、

ちょっと担当の方からお聞きしておきたいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

高齢者の方々への入浴券の交付の事業でございますけれども、これも合併前の協議では、そういった制度がある自治体、あるいはない自治体、さまざまございました。平成18年度からは、入浴券事業につきましては65歳以上の高齢者の方に年6回の利用券、1回の利用上限額としては400円というふうなくあいになるわけでありまして、現在、横手市にあります公営と第三セクターにかかわる温泉施設につきまして、ご利用していただくというものでございます。

ここには要綱等、今、持ってございませんけれども、中身としては、そういった形で執行できるような形で定めというふうになりますので、よろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第49、議案第50号横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第50号横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由は、この条例は診療所設置条例の整理・統合を図るため、特定診療所設置条例を廃止し、増田診療所及び山内診療所を追加するものでございます。

また、診療業務、管理業務の委託、使用料及び手数料等、運用に必要な規定を追加いたしまして、事業運用の明確化を図る必要があるための改正でございます。

条例の内容でございます。

196ページですが、第2条に診療所の名称と位置を定めておりますが、現行の横手診療所、大沢診療所、えがいの丘診療所に、増田町診療所並びに山内診療所を加えようとするものでございます。

以下、第3条では診療所の業務、第4条では管理、第5条では診療業務の委託、第6条では別表のとおり使用料及び手数料、第7条では減免規定を新たに定めたところでございます。

附則では、施行月日、施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第50、議案第51号横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第51号横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由は、この条例は、へき地診療所の設置を規定した内容に診療業務、管理業務の委託、使用料及び手数料等、運用に必要な規定を追加いたしまして、事業運用の明確化を図る必要があるための改正でございます。

条例の内容でございますが、200ページですが、第2条では、へき地診療所の名称と位置を定めておりますが、増田の狙半内診療所、大森の坂部診療所、山内の三又診療所が当該診療所として定められております。

以下、第3条では診療所の業務、第4条では管理、第5条では診療業務の委託、第6条では別表のとおり使用料及び手数料、第7条では使用料等の減免規定を新たに定めたところでございます。

附則では、施行期日を定めております。

よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第51、議案第52号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第52号横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成18年4月1日、施行されます介護保険法の改正により新たに創設される内容の位置づけと、第3期運営期間における介護保険料を設定する条例改正に伴い、地方自治法第96

条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

条例の内容に入ります前に、一言おわび申し上げたいと思います。

先日の施政方針の中で、施政方針に介護保険料を月額基準額で「2,988円」と記載されておりましたが、これは全員協議会でご説明申し上げましたとおり、「2,998円」の誤りでございますので、ご訂正をお願い申し上げたいと思います。心からおわび申し上げたいと思います。

条例の内容ですが、現行条例は5章から成っておりますが、今回の制度改正で9章の構成となります。新たに創設される章は、第2章の介護認定審査会、第3章、保険給付、第4章、地域支援事業、第5章、地域包括支援センターというふうになっております。

条例の内容ですが、第1号被保険者の保険料率は第19条第2項において定められておりますが、(4)の年額3万5,900円が基準額となっております。月額では、端数処理をいたしまして2,998円。現行、各市町村平均の保険料が2,679円でございますので、11.9%の増となっております。

それから、第2章、介護認定審査会につきましては、横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止に伴いまして、新たに設けた条項でございます。

それから、第3章の保険給付においては、これまでの法定サービスのほか、法の一部改正によりまして新たなサービス体系となる新予防給付、それから地域密着型サービスを条例にて位置づけております。

それから、第4章、地域支援事業は、今後の介護予防の重要性という視点から新たに創設された事業でありまして、事業内容は各号に規定されたとおりでございます。

利用料金につきましては、別表の第2に定めております。

それから、第5章、地域包括支援センターにつきましては、保健師、それから社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門スタッフを配しまして、地域介護のトータルケアの確立に向けまして、その中核機関として平成18年4月から新たにスタートするものでございます。

この章の第14条ですが、209ページなんですけど、包括支援センターの名称及び位置を定めておりまして、これは大森庁舎に設置する予定となっております。

210ページの第17条では、その中立性の確保と運営支援のために、運営協議会の設置を定めております。

附則では、この条例の施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番(柿崎実議員) まず、この条例、一部改正というふうに提案はなっているわけでありましてけれども、大幅に変わっているわけでありまして、私はこれ、何回も読みましたけれども、旧条例と合わせて、照らし合わせて何回も読みましたけれども、ほとんどわかりません。わかりにくい条例であります。改正提案の内容の条例になっておりますので。

これ、しっかり全部改正ということで、私はきちっとした方がよかったのではないかなというふうに

思っておりますが、あえて一部改正ということにとどめた考え方について、ちょっとお聞きをしておきたいと思いますが、その点が1つであります。

それから、きのうも市長の所信表明の中で、交付税が大変少なく、予定よりも少なかったという一つの要素として、国勢調査による速報値で予定よりも相当人口が少なかったということのようでありまして、10万6,000人の見込みが10万3,000人ということになります。この条例に直接関係ございませんけれども、この条例を改正するに当たって、保健福祉計画が出されておるわけでありまして、この一連の考え方を見ますと、人口が10万6,000人ということ的前提に計画を立てているようでありまして、10万6,000人と10万3,000人では相当開きがあるわけでありまして、このことによって、この計画自体に若干の齟齬を来すのではないかなという心配もございますので、その点の心配はないのかどうか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、この全協で配付されました保健福祉計画、読ませていただきました。改正保険税条例は、ほとんどわかりません。わかりませんが、計画書を見ますと大変よくわかるわけでありまして、大変なご苦労をなさったなというふうに思っておりますし、作成された関係者の皆さんには敬意を表しておきたいと思っておりますし、この内容を見ますと、新しい介護保険計画がよく理解できました。

そこで、理解した上で若干の質問をしたいと思っておりますけれども、現在、介護保険の保険者は、それぞれの自治体であったわけでありまして、今度は新市1本になるわけでありまして、従来、8つの各自治体が保険者となっておった段階では、とりわけ施設介護について、それぞれの施設は広域でお金を出し合って建設をするけれども、運営はそれぞれの旧町村にお任せをしてきたという経過があるわけでありまして、施設に入所する場合に、施設介護を求める方々の入所箇所については、施設総体で、7つある総体の中で、横手の人間だから横手と限らず、例えば大森でも平鹿でもということで、枠はあったわけでありまして、枠はありましたけれども、どの施設に入ることも可能であったわけでありまして、しかしながら、何と申しますか、これ、取り決めがあったのかどうかわかりませんが、例えば大森は、10あるうちの7は大森の住民、あるいは平鹿にある施設については10床あるうちの7床は平鹿、こういった、取り決めがあったのかどうかはわかりませんが、実態としては、そういう施設のある所の住民の皆さんが、介護を受ける方が比較的多く入所する、こういう傾向にあったと思っておりますけれども、その結果、それぞれの施設の入所者の数を見ますと、そういう状況になっております。

今度は、合併して新市になったわけでありまして、そういう枠というのは一切なくなるわけでありまして、保険者は横手市1つでありまして、市民は、施設介護を求める皆さんはどの施設も平等に入れるということになると思っておりますけれども、そういう考えだというふうに思っておりますけれども、そういう理解をしていいのかどうかということでもあります。

それから、これは委員会で相当議論されると思っておりますが、介護保険料、大変頭の痛いところというふうに思っておりますが、国民健康保険の保険料の場合は一定の期間を置いて調整するということでもあります。

介護保険の保険料の場合は、合併協議会の中で合併後、速やかにという、平成18年度に統一をする、こういう大前提がありますから、相当無理をしながらこういう利用料金を定めたというふうに思いますけれども、かなりの開きがあるわけでありまして、これは5段階、現在、今度6段階になるわけでありまして、旧5段階といいますが、新6段階の、現在の保険料と比較をしますと平均で、アップするところは1万4,700円という数字も計算上、出てくるわけでありまして、1万円を超える段階が3つ4つある、とりわけ雄物川、大雄といったところは大きく引き上げになるという状況になっております。

これは何といいますが、結局これまで保険料が低いところ、低い旧町村については、いい意味では従前から予防介護を徹底をし、介護を受ける人が少ないという、いわばサービスを受ける人が少ないという現状と、それからサービスの量が比較的少ないという、そういうところから保険料も低かったということだと思います。例えば旧大森町のように、施設が比較的充実しているところは保険料が高く、結果的に設定をされているわけでありまして。

これは保険料の決定の仕組みからいってやむを得ないわけでありまして、これはやむを得ないわけでありまして、そういった努力をして要介護者を少なくして保険料も安くしているところ、施設が充実をして、結果的には、とりわけ施設入所者が多くて保険料が高くなっているところ、こういう大きな開きがあるわけでありまして、これらを、合併して新市になったわけでありまして、統一をするということには異存はないわけでありまして、相当のこういった開きがあるわけでありまして、これらの調整について、相当ご苦労なされたと思いますし、今議会での最大の議論になるかと思っております。

問題は、そういう現状の中で「地域密着型サービス」という言葉が使われておりますが、地域密着型サービスというのは、主に痴呆性の老人の介護ということになるようでありまして、ただ、この地域密着型という言葉がひとり歩きをして、旧自治体ごとに地域密着だから横手の住民は横手のサービス、大森の住民の皆さんは大森のサービスということで、地域密着型という言葉が旧来の、旧市町村の地域のエリアの中でのサービスということに限定されてくるような心配がありそうな感じがいたしますけれども、そういうことは心配ないのかどうかということもお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、施設サービスにこだわるわけでありまして、この介護計画を立てる段階で、施設の量、サービスの量、要介護者の推定量、こういうものを明確に計算しているわけでありまして、とりわけ施設サービスを受ける場合の、施設サービスを希望する要介護者と、それから施設数の関係、それから短期入所者のベッドの関係、こういうものを、予想される施設介護入所者と施設との関係が、バランスがとれておらなければならないというふうに思うわけでありまして、要するに、ベッド数が100あるとすれば、3期の介護保険計画では100人を収容できる施設というのがきちっと整っておらなければならないということになると思っておりますけれども、その点のバランスが、この資料、計画書を見た限りでは、必ずしもバランスがとれておらないのではないかなというふうに思うわけです。

というのは、現在、調査しましたところ、管内に、横手市に14の施設があって、964床あるわけであ

りますけれども、これにこの後、白寿園と雄水苑、50床プラスになるわけでありまして、仮に964床に50床プラスしても、短期入所のベッドの数、確保している数が155ある計算になっております。そうしますと、実際、施設入所を希望する介護者を引き受けるベッドの数、859床しかないという計算になるわけでありまして、計画で予測される介護者の人数を見ますと、ベッド数が859床なのに対しまして見込み量が平成18年度で908人、平成19年度で940人、そういったことで、ベッドの数よりも需要見込みの方が上回っているわけでありまして、いわば介護を期待している、施設入所を期待している皆さんにベッドの数が足りないという計算に、この計画を見ますと、計算になるわけでありまして。

現在でも964床ありまして、平成17年度で、この計画書によりまして867名の施設入所を見込んでおいたわけでありまして、そうしますと、ベッド数が964床で平成17年度の需要予定数が867、これは平成17年度においては需要を満たしているベッド数になっておるわけでありまして、しかし、実態は、なかなか施設入所を規模しても入れないという状況で、待機者が相当数あるという現実の姿もあるわけでありまして。したがって、今、条例の提案で、条例に対する質疑の時間で果たしてどうなのかというふうに思いますけれども、条例そのものよりも、この介護保険計画との整合性を考えた場合に、必ずしも需要と供給の関係が保障されるような内容になっておらないのではないかなという感じがするわけでありまして、この条例の改正と合わせて、この介護保険福祉計画が現実合う姿として走ることができるのかどうか、若干の心配がございますので、その点について、今、申し上げた点について、少し概要的にお知らせを願いたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 介護保険に、多岐にわたりましていろいろご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、一部条例改正ということで、大変わかりにくい条例になっているということでご指摘いただきましたが、これは準則によったものでございますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、後できれいに整理した、きちんとした条例を提案させていただきたいと思っております。

それから、人口減が事業計画へどういう影響があるのかということなんですが、これについては、まだ検討いたしましたことがございません。

それから、今度、新しい市になって、各いろいろな施設に対する入所の関係なんですが、これはご指摘のとおり、基本的には入所枠というのはございません。全市民、市内にある施設を利用できるということでございます。

ただ、やはり何というんですか、各施設によりまして入所のバランス、入所者数のバランスもありますので、そこら辺は入所判定委員会の方で調整を行っていくということは、当然あり得るものであるというふうに考えております。

それから、保険料が1から6段階になったお話なんですが、かつての5段階のとき、2段階のところの課税所得額にかなり幅がありまして、これは介護保険がスタートした平成12年のころからいろいろご

指摘されていたものでございまして、それを今回、調整をしたということでございます。

それから、保険料の各市町村間での格差につきましては、議員がやはりご指摘のとおり、市町村によっては保険事業、介護予防事業を一生懸命やった結果、保険料の額を高くしなくても事業運営をできる、そういう面も、これはご指摘のとおりであろうかと思えます。

ただ、何と申しますか、そういう被介護保険者の家庭環境と申しますか、そういう置かれている環境もいろいろ影響があるのではないかなというふうに思っております。施設に入所できなくても家族で介護をやっていらっしゃる方々も大変多いことでございますし、実際に在宅と施設を利用されている方の割合というのは、在宅が7割、それから施設が3割というふうになっております。ただ、給付費額にしましては、それだけ利用者数に格差はあるんですけれども、費用額については50%、50%ということになってございまして、やはり施設入所はそれなりに介護保険料に影響が出てくる、そういうふうにかんがわれております。

それから、地域密着型サービス、これが狭いエリアになってしまうのではないかと、そういうご指摘なんですけど、これは十分考慮しながらこの事業を進めてまいりたい、そういうふうに思っております。

それから、施設のベッド数が足りないのではないかと。これはそのとおりでございます。

入所待機者というのはかなりの数になっております。ただ、これは、何と申しますか、入所を希望されている方が本当に施設入所が必要であるかどうかというのは、ちょっといろいろ調べてみなければいけませんけど、それは家族環境の問題もあろうかと思えますけれども、ただ、こういう施設入所につきましては、一旦施設に入りますと、もうお亡くなりになるまでそのままずっと入っていらっしゃる、そういう実情がございまして、ただ安易にベッド数をどこまでも増やしていくという、これというのはなかなか難しい状況にあるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私ども、介護予防等のそういう在宅関係のサービスを充実させていきまして、高齢者の方々の安全で安心して暮らしていく、そういう環境をぜひつくっていきなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 教育長に一言だけ聞きたいです。

私、この条例つくるときでも何でもなんですけれども、お金でものが解決できてしまう、この保険ができて非常に、逆に今の若い親の世代、これは我々の年代までは親を見るのが当然だ、そのような教育を受けてきました。しかし、この介護保険が導入され、そして定着をしてきた今、我々の年代は、何かあったときには子供に迷惑かけられないだろう、そのような形でいます。

しかしながら、今、福祉環境部長がおっしゃったとおりに、我々のような考えをどこまでも突き詰めていくと、やはり施設を何ぼつくっても足りなくなる、公的な部分については、やはり基本は、親が子供を見るのは当然で、やがて年老いたら子供が親を見ていくのは当然なんだ、そういう教え方が基本になければならないのではないかと。その辺、きちっと学校の授業の中でも、昔は道徳というものがあ

したけれども、今、総合学習の中で行っていますけれども、全然そういう道德なんて書いてあるのは見たこともないんですけれども、うちの方の、この地域の中では大丈夫なんでしょうか、その辺をお聞きしたいんですけれども。

佐々木喜一 副議長 教育長。

大和谷弘 教育長 今、道德やっていないと言っていますけれども、そういう時間はちゃんととっています。小学校からやっています。

大体、今、議員がおっしゃったように、我々のときは確かにそうでしたが、今の子供たちはそうではないというのではなくて、それをこれから教えていくのが普通だと思います。だから時間をとってやっているわけです。

ただし、それを学校の中で子供たちがどういうふうにとっていくのか、定着しているかどうか、そこら辺は、これからずっと見守っていかなければいけないところではないかと思います。ただ、授業はやっています。

佐々木喜一 副議長 16番。

16番（齋藤光司議員） 学校の問題でなくて、地域も含めて、もちろん家庭教育も含めてなんですけれども、やはりこれ、もう一度見直さないと、地域ばかりでなくみんな、人間関係もだめになってしまう。やはりその部分は教育長、少なくとも何とか方策を考えてやっていただきたい。期待するところが大きいですので、よろしくお願いします。

佐々木喜一 副議長 教育長。

大和谷弘 教育長 実際に、社会の根本というのは家庭にあると思います。社会のルールの最初は家庭ですので、その家庭がきちりしているところは、当然子供は親を見ていくような状態になっていると思います。だから、そのこのところを教えていくのが我々の方だと思います。社会のルールの最初を教えるのは、もう一度言いますが、家庭教育だと思いますので、そこら辺のところをこれからきちりと教え込まなければいけないと思います。

以上です。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） 具体的な議論は委員会でしていただくことにいたしまして、もう二つほどお伺いしたいと思います。あれですか、この保健計画を見ますと、サービスの量が平成17年度よりも平成18年度、減少になっているサービスがあるわけでありまして。例えば訪問介護、平成17年度は13万7,628回、ところが平成18年度は10万8,000ということで、短期入所も1,000回ほど平成18年度、減っている、あるいは通所介護も平成17年度よりも平成18年度、減っているという計画になっているわけでありましてけれども、これは、減った部分は予防介護で手当てをするというふうに理解していますけれども、そういう形で、そういう理解でよろしいのかどうかということ。

それから、地域支援事業というのは、これは介護保険の対象にはならない事業だというふうに理解を

するのか。でも、介護保険料の給付の推計の際の数字は1,400万円ということで見えておるわけでありますから、そうしますと給付の対象なのかなという感じもしますが、この点はどういうことなのか、どういうふうに理解をしたらいいのかお伺いしたいと思います。

それから、地域包括支援センターで、第15条の地域支援センターの事業がうたわれておるわけですが、私の理解としては、包括支援センターというのは個人が利用するというような、そういうものではないというふうに理解をしておりましたけれども、第16条で利用対象者というふうに書いておまして、「おおむね65歳以上の者であって、」という。そうしますと、包括支援センターでは、この別表にもありますが、筋力トレーニング事業ということをやっています。そうしますと、包括支援センターでは、そういった筋トレなども利用できるようなセンター機能になるのかということでもあります。

この保健福祉計画で見ると限りにおいては、包括支援センターの任務は、そういった個人が筋トレをしたりというようなことはうたわれておらないわけでありますけれども、包括支援センターというのは、そういった個人が出向いて筋トレなど、この別表に掲げるようなサービスを受けることができるというふうに、この表で見ますとそういうふうに理解するわけでありますけれども、そういう理解でいいのかどうかお伺いしておきたいと思います。

例えばそういうことで、包括支援センターで筋トレなどもできるとしますと、従来進めておった健康の駅と、この事業と重複するのではないかなという感じがします。そうしますと、健康の駅の筋トレ事業と包括支援センターでの筋トレ事業というものがどういうふうに……。私は、何か健康の駅の事業と包括支援センターでの事業と二重に重なって見えるわけでありますけれども、その辺のところは、健康の駅との見合いで包括支援センターで行う筋トレ事業というものをどういうふうに理解をしたらいいのかどうか、その辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 高齢ふれあい課長。

浮嶋伸 高齢ふれあい課長 ただいま4点ほどご質問いただいたかと思えます。

第1点に、サービス量の推移ということでお話ありました。

その件につきましては、今、議員ご指摘のとおり、従来、予防という部分について、今の計画の中で拾い出している数値というのは、要支援者にかかったものを介護予防の数値として拾い出しております。そのために、今度は介護度1の者が要支援2と要介護1に分かれるという形に想定されますので、その部分で介護予防の分が膨らんでくるということでございますから、介護給付の部分が下がって予防の方が増える、総体的には若干右上がりの数値になるかと思えます。

それから、2つ目の地域支援事業にかかわる部分でございますけれども、この地域支援事業で行う対象者というのは、いわゆる介護認定者以外の高齢者というのを想定してございます。いわゆる元気高齢者の皆さんの部分と、それから、このまま進んでいくと介護認定に入ってしまうのではないかという方を対象にした事業という形を、地域支援事業で支えていきたいというふうに考えてございます。

それから、包括支援センターの事業の内容でございますけれども、その個人の方を対象にするという

部分につきましては、一番大きな部分が新予防給付と言われます、いわゆる要支援1、要支援2の方々のケアプランの作成というのが包括支援センターでとり行うということでございますので、その部分が一番大きな個人の方とのかかわりを持つということになるかと思えます。

あとは相談業務ということで、権利擁護とか、例えば成年後見制度とかいうものが活用ということで言われておりますが、そういうことでの家族の方、あるいは個人の方との相談窓口ということでの直接的な対応はあろうかというふうに思っております。

以上でございます。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 別表2の事業なんです、これは包括支援センターの事業ではなくて、地域支援事業ということで、ここに事業を掲載させていただいております。

当然のことながら、高齢者筋力向上トレーニング事業、これは健康の駅事業の中の一部の事業でもございますので、こちら辺のところは連携をしながら、リンクさせながら事業を展開してまいりたい、そういうふうに考えております。

よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 31番。

31番(柿崎実議員) 今、高齢ふれあい課長の説明で、地域支援事業は認定者以外を対象にしているというふうに説明があったというふうに思いますが、保険料を設定する際の給付の推計という数字が、この計画の中に出ているわけでありましてけれども、この中では、トータルの中でそれぞれ介護保険総費用、特定入所介護サービス費用といろいろあるわけでありましてけれども、トータルで63億6,800万円という数字が出ているわけでありまして、その中で地域支援事業の費用が1億1,000万円見られているわけでありまして、そうしますと保険料、いわば認定の対象以外、介護保険の保険料というのは介護認定者の総費用に対して保険料を定めるというふうに私は理解をしておりますけれども、地域支援事業が認定者以外を対象にしていると言いながら、保険料を算定する際の総経費の中には地域支援事業を見ているということでは少し矛盾があるのではないかなという感じがしますが、それはどういうふうに理解したらよろしいですか。

佐々木喜一 副議長 高齢ふれあい課長。

浮嶋伸 高齢ふれあい課長 ただいまのご質問でございますが、1つには、今回の大きな制度改正の趣旨の1つに、介護予防を重視するという形で、その介護度が進まないように、あるいは介護認定を受けないようにという形の取り組みが大きく課題として、この中に取り組みされております。その中で、新たな制度の中で、介護システムの中で、その介護認定を受けないために、あるいは今、申し上げましたように進まないようにということで、介護予防をこの介護保険事業の中で新たな取り組みとして、対象者を広げて、介護給付が総体的に増えないことを目的としての取り組みということでございますので、介護保険の中で地域支援事業ということで、従来いろいろな形で、地域支え合い事業とか、いろいろな形

でやられてきていますけれども、それを同じ介護保険の中でやろうということでの仕組みが変わったというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第52、議案第53号横手市増田「りんごの里」物産館に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。増田町区長。

高橋誠 増田町区長併増田地域局地域振興課長 ただいま議題となりました議案第53号横手市増田「りんごの里」物産館に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

この施設につきましては、株式会社増田町物産流通センターの方に管理委託をお願いしているところでございます。指定管理者制度導入のための条例の一部改正につきましては、前の議会におきましてご決定いただいたところでございます。

今回、運営形態を実態に合わせるとともに、地場産業の発展に寄与するよう、条文の一部改正を行うものでございます。

ページ213ページでございます。

第3条といたしまして、物産館が行う事業といたしまして5項目を記載してございます。

第4条から第6条までにつきましては、指定管理者関係の条文となっております。

第7条には損害賠償義務を記載してございます。

よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時10分 再開

佐々木喜一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長より発言を求められておりますので、これを許可します。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 大変申しわけございませんでした。先ほど議案第49号横手市平鹿町ゆとり館の浴場等の使用料徴収条例の一部改正条例の関係の中での、高齢者入浴券の支給対象者の年齢の件ですけれども、私「70歳以上の方」というふうに申し上げるべきところ、勘違いいたしまして「65歳以上」というふうに申し上げてしまいましたので、おわびをいたしまして、ご訂正方よろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第53、議案第54号横手市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

永沢正毅 消防長 ただいま議題になりました議案第54号横手市火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等に準ずる条例改正に伴いまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次のページ、216ページから249ページまでの一連の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容といたしまして、1つ目が、ボイラーの蒸気管の遮熱材から「石綿」の文言を削除しようとするものでございます。

2つ目が、燃料電池発電設備の火を使用するものにつきましては、新たに火を使用する設備として基準を定めたことと、消防署への届出を必要とするものでございます。

3つ目が、火災警報発令時において、山林、原野での喫煙の制限をしようとするものでございます。

4つ目が、指定数量未満の危険物及び指定可燃物につきまして、貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、追加しようとするものでございます。さらに、再生試験燃料を指定可燃物に追加しようとするものでございます。

5つ目が、住宅火災による死者数の急増を踏まえまして、法改正によりまして、全国一律にすべての住宅に住宅用火災警報機等の設置が義務づけられました。政令で定める基準にしたがいまして、住宅用火災警報機等の設置及び位置の基準につきまして、条例で定めようとするものでございます。

この基準につきましては、住宅のうち寝室や階段の上部等に設置するもので、室内に面する壁または天井に設けることとされまして、煙を感知し、警報音を発し、火災を知らせるといったものでございます。

なお、設置が義務づけられる日といたしまして、平成18年6月1日着工からの新築住宅とされまして、既存の住宅につきましては条例で定めるものとされておりまして。

本条例におきまして、5年後の平成23年5月31日まで設置しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。25番石山議員。

25番（石山米男議員） 参考までにお聞きいたしたいと思っておりますけれども、静電気の除去について書かれておりますけれども、それは、これによりまして「静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を」付設せよ、こういうことになっておりますが、参考までに、普段我々が歩いていて静電気を感じるがございますけれども、そういう場合に、大きいものはありませんから、自然に静電気を除去する方法とか、そういうものがあつたら参考までに教えていただきたいと思っております。

佐々木喜一 副議長 消防長。

永沢正毅 消防長 お答えいたします。

建物の静電気除去の方法といたしまして、例えば病院等におきまして、手術場に入っていきますときに静電気除去のマット等が敷いてございます。これらが静電気を除去する物品でございます。

また、ホテル等で、よくドアにタッチいたしまして静電気を除去するものがございますが、こういうものが一般に静電気を除去するような物品でございます。

市販のものにつきましては、自動車部品等の購入場所で販売しております静電気防止等、いろいろあるようでございますが、私の知る限りではその程度でございます。

よろしくお願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第54、議案第55号横手市地域福祉基金条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第55号横手市地域福祉基金条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

この基金は、合併時に、額の多少は別としまして旧横手市、旧増田町、旧十文字町、旧大雄村が持ち寄った基金でございます。他の市町村は合併前に条例を廃止しまして、財政調整基金などに積み立てな

どの措置をとってきております。

今回この基金条例を廃止しまして、財政調整基金に積み立てまして、活用していこうとするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第55、議案第56号平成17年度横手市県営土地改良事業（土地改良総合整備事業「亀田地区」）分担金の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第56号平成17年度横手市県営土地改良事業、亀田地区の分担金の変更について、ご説明いたします。

現在、横手市増田町の亀田地区で、県営土地改良事業として用排水路整備、農道整備の土地改良総合整備事業が行われております。その事業にかかわる平成17年度の分担金の徴収につきましては、平成17年第3回旧増田町議会定例会におきまして議決されておりますが、事業実施計画の変更により、分担金の総額及び賦課基準を、横手市県営土地改良事業分担金徴収条例第3条の規定に基づきまして変更しようとするものでございます。

変更の内容としましては、1、分担金の総額300万円を220万円に、2つ目としまして、10アール当たりの賦課基準ですが、3,370円78銭を2,471円91銭に、それぞれ変更しようとするものでございます。

変更事由としましては、当初、平成17年度事業費を3,000万円と見込んでおりましたが、事業精査の結果、800万円減の2,200万円となりまして、それによって分担金の総額及び賦課基準も減額変更しようとするものでございます。

以上、地方自治法第96条第1項第4号の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第56、議案第57号平成18年度横手市県営土地改良事業（土地改良総合整備事業「亀田地区」）分担金の徴収についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第57号平成18年度横手市県営土地改良事業、亀田地区の分担金の徴収について、ご説明いたします。

横手市県営土地改良事業分担金徴収条例第3条及び第4条の規定に基づきまして、平成18年度横手市増田町亀田地区の県営土地改良事業実施にかかわる分担金の徴収を、次のように定めようとするものでございます。

1つ目として、分担金の総額120万円、2つ目として、賦課基準10アール当たり1,348円31銭、3つ目として徴収方法、分担金納付書により指定金融機関または収入役に直接納付、4つ目として徴収時期ですが、賦課期日、平成19年3月1日、納付期日、平成19年3月31日と定めようとするものでございます。

なお、平成18年度は同事業の最終事業年度となりますが、1,200万円の事業費で水路工、農道の附帯設備工等が計画されております。

以上、地方自治法第96条第1項第4号の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第58号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第57、議案第58号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題になりました議案第58号工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年9月28日に旧大森町議会の議決を経て締結した工事請負契約を追加変更しようとするものでありますが、変更後の契約金額が1億5,000万円を超えるため、横手市議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、川西保育所改築工事、契約の相手方は、横手市、株式会社東翔代表取締役社長、石井勝氏であります。

変更の内容であります。変更前の契約金額1億4,909万9,100円に520万2,500円を追加しまして、変

更後の契約金額を1億5,430万1,600円とするものであります。

変更の内容でございますが、現有保育所の解体工事分にアスベストが使用されており、これの除去工事分を追加するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第58、議案第59号市の境界変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第59号市の境界変更について、ご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業による大雄地区のカラ白天地区土地改良事業施行に伴いまして、横手市と大仙市との境界を変更するために、秋田県知事に申請しようとするものであります。

変更内容は下に記載のとおりであります。この変更によりまして、横手市分が約1.3ヘクタール多くなります。

以上で説明を終わります。よろしくお申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第59、議案第60号字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第60号字の区域及び名称の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、明永地区土地改良事業共同施行に伴いまして、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

変更の内容は257ページに記載のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第61号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第60、議案第61号字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第61号字の区域及び名称の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業、田根森地区の土地改良事業施行に伴いまして、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

変更の詳細につきましては、259ページから262ページまで記載のとおりであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第62号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第61、議案第62号字の区域及び名称の変更並びに字の区域の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第62号字の区域及び名称の変更並びに字の区域の設置について、ご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業による鍋倉地区の土地改良事業施行に伴いまして、字の区域及び名称を変更するとともに、字の区域を設置しようとするものであります。

詳細につきましては、264ページから265ページまでは字の区域及び名称の変更を記載いたしております。266ページから269ページまでは、字の区域の設置について記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第63号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第62、議案第63号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第63号について、ご説明を申し上げます。

これは、道路法に基づいて市道路線の廃止の議決を求めようとするものであります。

具体的内容であります。次のページ、271ページをお開きいただきたいと思います。今回の廃止は、すべて横手地域管内であります。

幹線横手環状線ですが、これは大町を起点に、南庁舎前を通過して国道107号、婦気大堤字下久保を終点とする横手環状線ですが、これが完成したことに伴って、13号から107号までの区域が県道に格上げされたということによる廃止であります。

なお、大町の起点から国道13号までの区域については、この後、新たな市道の認定をお願いすることになるわけであります。

次に、八幡宮東線あるいは八幡線ですが、これは農村総合整備事業によって市道が消滅したことによるものであります。

さらに、赤坂線については、県の整備事業によって市道の一部が消滅したための廃止であります。

さらに、十二姓下矢来沢線から次のページの上矢来沢三貫堰線までは、金沢地区の担い手育成基盤整備事業に伴って市道が消滅または一部消滅したことによるものであります。

なお、それぞれの位置については、次以降の路線図に示してございますので、ご参照くださいますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくどうぞお願いをいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第63、議案第64号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第64号について、ご説明を申し上げます。

これは、道路法に基づいて市道の認定の議決を求めようとするものであります。

具体的内容であります。274ページから275ページをお開きいただきたいと思います。幹線横手環

状線ではありますが、これは前の議案でもご説明申し上げましたように、横手環状線のうち県道に認定された以外の区域の、大町起点から富士見大橋を渡って国道13号、つまり三枚橋一丁目までの区域を新たに市道に認定しようとするものであります。

次に、上長田1号線から上長田7号線までは、これは開発行為に伴って道路が新設されたため、市道に認定しようとするものであります。

次に、真山10号線については、道路改良事業によって新設されたために、市道に認定しようとするものであります。

さらに、岩野沢下宮東線あるいは大堰端線については、農村総合整備事業によって起終点の変更や新設されたため、市道に認定するものであります。

さらに、赤坂線については県の横手東由利線の整備事業に伴うものでありますし、その次の金沢1号線から275ページの上矢来沢三貫堰線までについては、金沢地区の担い手育成基盤整備事業によって新設、あるいは起点、終点に変更されたために、新たに市道に認定しようとするものであります。

次のページの276ページであります。これは山内地域であります。南相野々4号線から7号線までは、山内地域の定住促進住宅地の建設に伴って市道が新設されたために、新たに市道に認定しようとするものであります。

なお、それぞれの位置については、以下の路線図に示しておりますので、ご参照くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第64、議案第65号平成17年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第65号平成17年度横手市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億7,346万6,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ321億6,468万5,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条、繰越明許費の補正であります。8ページをお開き願いたいと思います。

第2表、繰越明許費補正のとおり、横手庁舎中央監視装置改修工事ほか11件について、翌年度に繰り越して使用することができますよう、経費を追加しようとするものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正でございますが、9ページに記載してあります。

第3表、債務負担行為補正のとおり、財務会計システム使用料ほか11件を追加いたしまして、11ページにありますように、平成12年度水洗化改造資金融資幹旋に係る利子補給ほか7件を廃止するとともに、12ページにありますように、平成17年度児童福祉施設整備事業元利償還金補給ほか1件について、期間と限度額を変更しようとするものでございます。

次に、第4条、地方債の補正でありますが、13ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正のとおり、電算システム統合事業ほか1件を追加いたしまして、住民情報システム統合事業ほか6件を廃止するとともに、14ページから15ページに記載してありますように、集会所建設事業ほか31件の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定によるもの、あるいは決算見込みによる減額、補助金や市債等の確定による財源振り替えするための補正が主なものでございます。

初めに、歳出の主な内容についてご説明申し上げますので、37ページをお願い申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理費総務管理分から950万8,000円を減額しております。これは決算見込みによります社会保険料や地域局に予算化されておりました例規データ作成等の委託料の減額が主なものでございます。

次に、38ページをお願い申し上げます。

同じく総務管理費、7目企画費に、企画費経常分として668万円を計上しております。この中には、売却済みの十文字地区の宝竜団地1区画を契約解除により買い戻すための経費、836万1,000円が含まれております。なお、この金額は、売却価格から契約補償金を差し引いた額でございます。

続きまして、39ページの9目電算情報管理費でございますが、40ページにありますように、移動通信用鉄塔施設整備事業から1,972万円を減額しております。これは、事業費が確定したということの減額でございます。

次に、42ページをお願い申し上げます。

同じく総務費、4項選挙費、3目横手市長及び市議会議員設置選挙費から3,489万1,000円を減額しております。これは、印刷製本費や委託料が当初見込みを下回ったことによります減額でございます。

次に、43ページですが、同じく選挙費、6目国政選挙費から896万5,000円を減額しております。これは、9月11日に投票が行われました衆議院議員総選挙及び最高裁裁判官国民審査による経費でございますが、決算見込みが確定したことに伴う減額でございます。

この中で、旧市町村で収入済みとなっております選挙にかかわる県委託金を精査した結果、632万8,000円を返還する必要が出てきましたので、償還金として予算に計上いたしております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目知的障害者福祉費で、知的障害者指定施設支援費から9,054万5,000円を減額しております。これは大和更生園や通所授産施設が市の施設になったことに伴いまして、旧市町村で支援費負担金として支出されていたものが特別会計繰出金として支出されるために、支援費を減額するものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

同じく社会福祉費、9目介護保険対策費で、介護保険事業特別会計繰出金から9,130万2,000円を減額しております。これは介護保険事業特別会計における財源の精査から、一般会計の繰出金を減額するものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。

同じく民生費、3項生活保護費、2目扶助費の一般扶助費から7,245万3,000円を減額しております。これは医療扶助が予算額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、11目斎場整備費で、東部斎場工事費から5,711万5,000円を減額しております。これは事業費が確定したことと、旧斎場の再利用を検討していることから解体工事費を保留いたしまして、その工事費を減額しようとするものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

同じく衛生費、2項清掃費、5目し尿処理施設整備費で、横手衛生センター整備費から3,398万6,000円を減額しております。これは事業費が確定したことに伴う減額でございます。

59ページをお願いいたします。

次に6款であります。農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。次の60ページにございます。新山村振興等農林漁業特別対策事業費から3,906万8,000円を減額しております。これは山内地域内の平野沢線改良に伴う事業でございますが、事業費が確定したことに伴う減額でございます。

63ページをお願いします。

同じく農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございますが、次のページにありますように、フォレストコミュニティ総合整備事業として914万4,000円を計上しております。これは雄物川地域の林道などの整備事業でございますが、補助事業となる事業が変更になったことから、一部を繰り上げて施行するための増額でございます。来年度へ繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費に金融対策費として854万5,000円を計上しております。これは中小企業融資斡旋制度の利用者が見込みより増加したことによる、保証料補給金と利子補給補助金などの増額でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で、単独道路改良事業から5,492万5,000円を減額

しております。これは年度内の建物移転が困難なことによる補償金の減額や、工事費の決算見込みによる減額が主なものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

同じく土木費、5項住宅費、3目住宅建築費のまちづくり交付金事業に2,475万3,000円を計上しております。これは醍醐住宅団地建設事業にかかわる住宅建設工事にかかわる経費でございますが、既に予算化されている事業費とともに、来年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金に公債償還元金として6,263万6,000円を計上しております。これは、山内保育園にかかわるN T T無利子貸付金に対する国庫補助金が繰り上げて交付されることになりましたことから、それに対応するN T T債の繰り上げ償還と、ふるさと市町村圏基金を造成する際に借りました地域総合整備事業債の繰り上げ償還をするための増額でございます。

次に、79ページでございますが、13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費から都市計画代替地分として9,348万3,000円を減額しております。これは、都市計画事業に伴う代替地の取得がなかったことによる減額でございます。

同じく諸支出金、2項基金費、2目減債基金費に減債基金積立金として960万円を計上しております。これは、本年度整備いたしました移動通信鉄塔整備事業に対する県補助金でございますが、減債基金に積み立てて、過疎債の交付税未算入分の償還に充てようとするものでございます。

以上で歳出の方の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、前に戻りまして、17ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄でございますが、1款市税で2,840万円を減額しております。これは、固定資産税が当初見込みを上回るものの、法人市民税が大きく減少する見込みであることによる減額でございます。

次に、14款国庫支出金では、2億6,194万9,000円を増額しております。これは財源の精査に伴います保育所運営費負担金や、大橋明沢線の整備にかかわる交通安全施設整備事業補助金などの増が大きな要因となっております。

15款県支出金では、1億8,712万円を増額しております。これは、合併市町村特例交付金を計上したことが大きな要因となっております。

次に、18款繰入金でございますが、9億8,550万円を減額しております。この主なものは、今回の補正の一般財源の減額に合わせまして、財政調整基金を9億8,474万円減額したものでございます。これによりまして、補正後の平成17年度末の財政調整基金の残額は21億9,903万1,000円となるみこみでございます。

20款市債では、2億4,970万円を減額いたしております。これは、事業費の確定に伴う起債の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 42ページ、43ページにかかわることですけれども、選挙費について少しお聞きをしておきたいことがあります。

本当は決算のときにちゃんとやればいいんですけれども、せっかくこの機会がありましたので。

私、一般に今、新市になりまして、旧十文字の約10倍の予算だなというふうに見ておりまして、たまたまいろいろな面で、いろいろ私なりに精査しているんですけれども、たまたまこういうふうな選挙費になりますと、大幅に旧町村にないものがあつたり、あるいは非常に大きく差があるものですから、ちょっと比較をしてみますと、私たちの場合、平成15年にやったんですけれども、723万円、選挙費としてかかっております。ただし、これは市長と一緒にですから一概には言えないんですけれども、職員手当などはほぼ10倍。しかしながら、需用費とか、特に委託料、こういうものは町村の場合なかったわけですから、やはり5,500万円置いて5,000万円使っているというようなことで、いろいろ違いはあるんですけれども、私なりにどうしても、いろいろ調べながらも、なかなか自分なりに納得しない部分がありますので、少しお聞きをしたいなと思います。

この委託料の、あるいは需用費の中身ですけれども、この2つ、ちょっと中身を、3,796万3,000円使った。一方で委託料は5,002万5,000円使用しておるというんですけれども、この中身について少し教えていただきたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 財政課長。

佐藤正弘 財務部財政課長 選挙費に係ります委託料の大半は、ポスターの公設掲示場の設置に係る経費が大半でございます。

そのほか需用費でございますけれども、投票用紙の印刷あるいは公費負担によりますポスターの印刷がございます。あと、需用費の大きいところはその辺です。あと、投票所へのはがきですね、各有権者に送付するはがき、入場券でございます。

佐々木喜一 副議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 委託料について、ちょっとこれ私、今、聞き漏らしたんだと思うんですけれども、これは主としてどういう委託だったのか。

佐々木喜一 副議長 財政課長。

佐藤正弘 財務部財政課長 公設のポスターの掲示場がございます。これを設置するための委託でございます。

佐々木喜一 副議長 17番。

17番（菅原恵悦議員） わかりました。旧市内はある意味で、群というか、平鹿郡内はベニヤでやるというふうな設置のことだと思いますけれども、私どものときには、こういうふうな委託料はなくて、多分、需用費の中で、消耗品とかで150万円以上使っていますので、そういうような形で処理していた

のかなというふうに思います。

1点だけ、ではご確認しておきたいと思うんですけども、この選挙といいますか、条例の方で、1,736ページなんですけれども、第6条。この中で、私、どうしてもわからない部分がありましたので教えていただきたいんですが、510円48銭掛ける、今回340カ所でしたのでこういうふうなもの、それにさらにプラス30万1,875円というのがあるんです。条例に。この30万1,875円、これがどうも私、聞いたリ何かしてもわからないものですから、プラスの30万1,875円、これはどういう根拠といいますか、どういうことでこれがプラスされているのか、そこを1点だけお願いします。

佐々木喜一 副議長 ただいま選挙管理委員会事務局長をこの場に呼んでおりますので、少しの間お待ちください。

24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） 市税について、ちょっとお伺いします。

市税を2,800万円ほど減額する、こういう補正内容であります。一般市民税においてはむしろ増えているという説明のように思います。ただ、法人市民税については減額する、こういう説明でありました。

それで、法人税について、どういう統計のもとに、計算のもとに減額するのか、まずそれを1点。

それからもう一つは、東部斎場でありますけれども、この東部斎場の5,700万円の減額補正であります。これは現在、旧の斎場を利用する、解体しなくてもいいということで5,700万円の減額補正だと。それで、旧の斎場の利用方法、そして利用方、あるいはどなたが利用するのか、その点についてお伺いします。

佐々木喜一 副議長 ただいまの質問について、答弁をお願いします。

財政課長。

佐藤正弘 財務部財政課長 法人市民税の関係のご質問がございました。どのようにして見込みを立てるのかということでございます。

今回は、各市町村の残額を持ち寄った予算額でございました。今回は、10月から申告、納付されてくる金額をもとにしながら、過去の旧市町村の納付状況の1年ぐらい前、そうですね、前年度の2月、3月の納付状況を見て、今回の補正額を算出したということでございます。

今回、大幅に減額になってございますけれども、業種によってかなり納付額、申告額が落ちている業種があるということでございました。

推計方法については、以上でございます。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 56ページの11目斎場整備費なんです。その15節工事請負費、これは4,907万4,000円の減額ですが、これはご指摘のとおり、旧斎場の解体費の減額です。それから、18節備品購入費797万円の は、新しい斎場のための備品購入費の不用額となっております。

旧斎場の取り扱いについては、前にもお示ししておりますけれども、ペット斎場に何とかできないものかということで、いろいろ検討してきたわけなんです、今の段階では、平成18年2月14日にそういうペット斎場をやってほしいなという方々にお集まりいただいて、意見交換会をやらせていただきました。そこには4社の方がお集まりいただきまして、いろいろご意見を伺ったわけなんです、そのご意見の中には、炉がやはり大き過ぎるのではないか、そういうことと、それから、霊園と一緒に経営していかないと、ちょっと事業運営がうまくいかないのではないかとということ、それから、丸きり解体して、更地にしての対応はどうかということでお話ししたわけなんです、それについては、やはり投資の関係だと思えるんですけども、今ある施設を利用していくのがいい、そこら辺のいろいろご意見をいただいております。

それで、今後どういうふうな作業を進めるのかといいますと、これら4社の方々にもう一度アンケート調査をさせていただいて、そのアンケート調査と今までの経緯をいろいろ見まして、参入していただく民間事業者への条件の提示をこちらの方からさせていただきたいな、そういうふうに考えております。

そういう意味で、平成17年度のものにはならないということで、今回4,907万4,000円の工事費の減額をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 先ほどの17番菅原議員の質問について、答弁を求めます。選管事務局長。

鳶屋良一 選挙管理委員会事務局長 先ほど質問ありましたポスター掲示場の作成の件ですけれども、候補者1名当たり510円48銭というのはポスターの印刷代。それから、それに30万1,875円を加えるという、その30万円については、企画立案のデザイン料だそうです。これは国の規格で同じでございますけれども、横手市の当公営の関係も、国の金額と同額となっております。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。20番石井議員。

20番(石井正志議員) 総務常任委員会に所属しておりますので、そちらで聞けばいいんですけども、あしたからの新年度予算との絡みもありまして、ぜひ基本的な考え方についてお伺いしておきたいのは、およそ10億円の減額補正であります。これは税収とかそういったものが大幅に、10億円も落ち込んだということであれば大変なことでありますけれども、減額補正した分、財調基金からの繰り入れが9億8,000万円ほど減額になるわけでありまして、これは大変結構なことでありまして、当初、私ども財調基金どれくらいかというふうに聞けば、およそ平成17年度末には13億円くらいだろうというふうに言われておったわけですけれども、あっという間に21億円になりました。これは旧横手市のときにもよく見られた傾向でありまして、当初予算を組むときには大変厳しくて、財調基金からの繰り入れも行ってしまった、あと残りは少ない、財政危機だと非常にあおられまして、各事業におきましてできるだけ削減していくという手法がとられてきたわけでありまして、それと何か共通したような結果になりつつあります。

大変、21億円になったということについては高く評価したいと思いますし、この後、よく地方交付税の絡みでいろいろ当初の目算よりは多くなるというケースがこれまであったわけですが、現状、交付税どのようになるものか、見通しをお知らせ願いたいと思います。

佐々木喜一 副議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 今、約10億円財調が、今回の補正によりまして増えるわけなんです、各市町村、今、8つの市町村が合併しまして予算規模も莫大に増えました。私、十文字においても3月の補正では事業の精査等で約1億円ぐらいの余剰金と云えばいいですか、減額補正等を毎年行わせていただきました。これが8つの市町村が合流しますと、やはり10億円ぐらいの減額はあり得るのかな、そのように思っております。

それで、今後、交付税がどのほど見込まれるのかなという点でございますが、普通交付税については満額でございます。あと、特別交付税については除雪経費もございまして、合併絡みの上乘せ分等を期待いたしまして、期待値としては、2億円ぐらいは欲しいな、そのように考えておるところでございます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 ほかに。8番上田議員。

8番（上田隆議員） 50ページ、3款民生費の児童福祉総務費について、ちょっとお伺いしたいと思います。

今日の議論の中にも、ひとしきり子育て支援についての議論の応酬があったわけですが、この児童福祉総務費の扶助費の細目を見ますと、出産祝金支給事業が800万円の減、あるいはその下の乳児養育支援金給付事業が1,348万6,000円の減というふうなこと、それから54ページであります、例えば妊産婦保健事業、こういったものが507万9,000円の減、こういうような数字が書かれております。これらの数字を見ますと、改めてこの地域においても少子化が進展しているのかな、こういうふう思うわけですが、当初の見通し、これはどのぐらいの数字であって、結果的に今回どのぐらい落ちているのかというふうな点、もし把握してありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいまの件について、ご答弁いたします。

出産祝金事業でございましたけれども、合併しまして10月の平成17年度の予算といたしまして、2,078万円という支給総額を見ておったわけがあります。これまで、この補正予算を算定するまで支給された額が、10月から12月までの3カ月の実績でありますけれども、689万円ほど支給してきました。今後、いわゆる母子手帳等、交付を受けておられる方等々精査をいたしまして、今後の見込みを589万円ほどというふうに見込んだわけでございます。したがって、10月から12月まで支給した額、それから今後の支給額を集計した数値を差し引きまして、当初の予算から今回、減額したいというふうな中身でございます。

それから、乳児養育支援金給付事業でございます。

これはゼロ歳児を養育しておられる保護者の方に、県と市がそれぞれ2分の1ずつの負担で支給する事業であります。これも出産の数といいますか、生まれた子供の数が347人というふうなことで、当初、合併時、集計した数値にはならないようでございます。そういったことで、非常に大きい金額でございます、このまま不用額というふうな形にもなりませんので、今回、3月議会に当たりまして減額補正をお願いしたいということでございます。

それから、54ページの妊産婦保健事業の507万9,000円の減額についてもございましたけれども、これはおおむね、それぞれの地域局で予算執行といいますか、事業を執行しておる関係でございます。それぞれ今回、これまで進めてきた実績等から勘案いたしまして、これぐらいの、8つにまとまりますと、1自治体当たり60万円ちょっとですか、そういうふうな数値になりまして、詳しい中身については、この件、60万円の中身については把握しておりませんが、そういった数値になったということでございます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 8番。

8番（上田隆議員） ただいま説明があったわけですが、私が求めているのは、もっと端的に、わかりやすいような形で、当初の予定、見通しは何人だった、ところが実際はそこに届かず、何人ぐらいが不足していた、少なくなっている、こういう端的な数字をいただければありがたいわけですが、けれども、もし把握していなければ後でも結構ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 額についてはただいま申し上げたとおりでありますけれども、具体的に、前の議案でも議論になったわけですが、それぞれ第1子、2子、3子というふうな状況の支給の関係もございまして、今この場でその数値の資料は持ち合わせございませんので、後日お答え申し上げたいというふうに思ひます。

佐々木喜一 副議長 18番高安議員。

18番（高安進一議員） 今、平成17年度の補正、要するに、合併前の決算したものを引き継いできたということだと思ひますので、ちょっと通常の形ではないのかなということ、実は考えておったことがございます。

ただいまの石井委員の発言で、そういうことが横手では前から見られたという発言ございましたけれども、そういうことであれば、ちょっと聞いておきたいなということがございまして、平成17年度の旧市町村での当初予算の際には、財政調整基金を横手市は約8割ですね、ちょっと記憶、使っているかは知らないんですけども、ちょっと自分で記憶したところでは、横手は約8割を崩して当初予算に入れておった。大森は恐らく100を超えていたんです。平鹿は約7割ぐらい。通常からすれば、普通では考えられないぐらいの取り崩しをした予算を組んで9月まで来たわけです。

なので、当然これは残っていくだろうという思いがあったんですけども、本来であればぎりぎり財調を崩して、そして普通の行財政運営の中で剰余金が出ていく。例えば歳入を九十六、七%で見て、歳出も九十六、七%に抑えていけば、通常は三、四……、5までいかないかもしれませんが、そういう剰余金が出るというのが通常の財政運営だと思いますが、最初から財調をいっぱい組んでおいて残るようにはめていくというようなことが普通であったとすれば、やはりこれは次の予算ということもありますので、どうということかな、そうではないのかなという思いもありますし、その辺のところをひとつ伺っておきたいと思います。

今、これだけの、十何億円の減の補正を組んで、さらに新年度には繰入金で約8億円、今度、見ているなど今、記憶しております。新年度予算に。ということは、これを全部組んだほかに、まだ5月の出納閉鎖終わって確定した段階では、8億円以上、何億円あるかわかりませんが、平成17年度予算の繰り越しはまだあるわけです。それは財政運営の上では、いろいろな補正とか何かの財源のためにはみんな出して、これにみんなということになりますけれども、例えばそういうことを見ますと、最初に組んでいる予算というのは、私どもが「いや、これは難儀だ。苦しい。」と持っているような、そのイメージとは違うところに一つのストックが、見えないところのストックというか、持っているのかどうかということを知りたいと思います。

今の、平成17年度から、合併旧市町村から来たこの予算の中でははっきりそれがあったと思いますけれども、私は、これは合併の際の特殊な事情だと理解しておりますので、そういうことが通常にはないと思いますけれども、そこら辺の考えをお願いします。

佐々木喜一 副議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 まず、予算編成における基金の考え方の問題だと思います。

今回、平成18年度予算編成は特に大変厳しかったわけなんですけど、前にもご説明いたしましたとおり、当初90億円の、入りと出が合わなかった。それから出発しまして、まずそれを近づけようと努力いたしました。当然、近づけようとするには入りの部分と出の部分の調整が必要がございます。出の部分はいろいろご協議いただきまして、このようになったわけなんですけど、入りの部分で、まず、財政課主導で市税から公債費まで一つ一つ検算といいますか、検討いたしました。それでどうしても財政調整ができない、ということは、基金が最初から基金ありきでなくて、どうしても合わないから基金を活用させていただく、そういうスタンスでの基金のとらえ方、そのように思って今回も予算編成させていただきました。

以上でございます。

佐々木喜一 副議長 18番。

18番（高安進一議員） わかりました。それでは今回の、例えば今の補正でこの減額分、さらに次年度に繰り越す繰越分というのは、相当通常、500億円からの予算ですから、どのレベルが適正かはまだよくわからないですけども、しかし、相当な状況が出ているという形は合併の際のいわば特殊な事情

で、今後の予算編成では、もうぎりぎりの財調の崩しかしてない、もともとないわけですからされないかもしれませんが、その点では、そういう予算編成をしているということで理解してよろしいですね。

佐々木喜一 副議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 予算については、3月補正であれいつの補正であれ、減額補正あるいは特殊要件があるから増額補正なんですけれども、減額補正というのはできるだけの方が適正な予算執行だと思っております。だから、10億円の減額が適当とは決して思っておりません。減額補正がないにこしたことはない、それが適正な財政運営だろう、そのように思っております。

以上でございます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 81ページをお願いします。

職員の皆さんがいるところでは非常に言いづらい部分もありますけれども、市長が公約あるいは前回の塩田議員への答弁の中で、10年間で3割の人員費を削減するんだ、そのようにおっしゃっております。そういう中で、この総括表を見ますと、給料自体よりも、どうも職員手当の方が非常に多い。この手当の部分が、逆にラスパイレースそのものよりもこれに切り込んでいかなければ、市長の言うところの30%の削減は難しいのではないかと。

そういう部分の中で、下に手当の内訳があるわけでありまして。金額は非常に小さいけれども、今、全国的な見直しの中で、手当の見直しという中で、特殊勤務手当、これについての見直しが非常に、ある程度ブームになっている。横浜の中田市長は15億円コストだけの削減をしたんだというふうな、手柄のような話の中でテレビ出演しておる。

そういう中で、業務の困難性あるいは特殊性に絡むところの特殊勤務手当だと思いますけれども、往々にして、その業務自体が本務になっておる、そういう部分もあるだろう。我が市の中では一体どのような形の中でこの特殊勤務手当というものが支払われているかどうか、そして、それについて、やはりもう一回見直す、その部分があるのかないのか、まずそのことをお聞きいたします。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 特殊勤務手当につきましては合併協議の中で、8市町村にありました特殊勤務手当を重ねますと18か19ぐらいあったと思うんですけれども、合併協議の中で国家公務員に準ずるということで、現在は、12の手当になっています。ちなみに、湯沢市、大仙市は今、従来、我々8市町村でやっているくらいの勤務手当になっているようですので、横手市はいち早く合併時に国家公務員と同じ数に特殊勤務手当を見直したということでもありますので、よろしく申し上げます。

佐々木喜一 副議長 16番。

16番（齋藤光司議員） 我々議員も選挙で非常に厳しい戦いを戦ってきた。職員の皆さんもそれなりに痛みがあるんだなということで、初めて知ったわけでありまして。

もう一つであります。時間外勤務手当でありますけれども、どうも非常に、役所の人間というのは、こういうふうにはやはり忙しいのかなと。市長の言う、一人一人の資質を上げて人件費をカットしていくんだという部分について、それはやらなければならない残業もあるかもしれないけれども、方向性としては、その勤務時間内での仕事をさせるということが管理職の一番の務めである。そういう部分の中で、これが本当に必要不可欠な残業なのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、方向性についてもお聞きしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 時間外勤務手当につきましては、今回は合併時という特殊性で、合併に絡んだ時間外勤務、平常勤務のほかにやらなければならない部分はかなりあったということだと思います。

ただ、平成18年度予算編成に当たってもであります、できるだけ職員には時間外勤務を少なくしてもらおう。それはお金の面もありますけれども、健康な体と心で仕事を進めていただくためには、休養もちゃんととっていただいて、仕事も、できるだけ時間をかけないでできる工夫などもしていただきまして仕事を進めていきたいということで、一応平成18年度予算編成に当たりまして、前年度の時間外勤務手当を大幅に削減した予算措置になっておりまして、執行に当たりまして、管理職が知らない間に職員が来て仕事をしているのが時間外勤務ということにならないように徹底して、執行管理も進めたいと思いますので、よろしくお聞き申し上げます。

佐々木喜一 副議長 16番。

16番（齋藤光司議員）では、もう一点お聞きします。

これは市長に聞いた方がいいと思うんですけども、市長が言う形の中での人件費の10年間の3割カット、これについての方向性なんですけれども、補充をしない、要するに、今、これから段階の世代の皆さんが退職していく、その中で補充をしないという形の中で、その人数で、人数の形の中での軽減を考えておられるのか、少なくともこの職員の皆さんに対する給与の面というものは、ある程度ラスパイレス関係なくて、ここの自治体の体力に合わせたような給与体系、そういうことも考えておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 私どもの横手市の職員だけ、ほかの自治体の職員と比べて非常に低い給与体系というのは、なかなか考えにくいと思っております、そういう意味では、いろいろな機会でお聞きしておりますけれども、職員の頭数がどうのこうののではなくて、サービス提供をする人間が職員だけでいいかどうか。いわゆる公、パブリックな部分といいますか、行政が担う部分は市役所の職員だけしか担えないのかという観点を持っているわけでありまして、そういう意味では、市長部局の職員だけではなくて、行政がさまざまなサービスにかかわる公務員はこんな人数でない、もっといるわけでありまして、1,800人とも言っているわけでありまして、全体の中で削減ということになりますので、当然アウトソーシングだとか、さまざまな指定管理者制度の導入だとか、退職者の不補充だとか、あらゆることを

しなければいけないと思っています。併せて、これからの研究課題であります。単なる補助業務をするパート職員、臨時職員ではなくて、立派に能力的にも能率的にも正職員である公務員と遜色のない職員が別の労働勤務体系の中で仕事を担うとか、そういうことの模索もしていかなければ、到底私が申し上げている3割などという金額は減らないだろうと思っております。その検討と実践を平成18年度からしていきたいと思っております。

相当難しい作業だと思っておりますが、そういうふうに目指さないと、住民サービスを安定的にやるための原資は出てこないというのが私の認識であります。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。28番佐々木誠議員。

28番(佐々木誠議員) 37ページの行政経営品質向上プログラム推進事業についての進捗度と、22万円の減額がありますけれども、どれだけの予算でこれだけの減額か。

佐々木喜一 副議長 人事課長。

佐藤良吉 総務企画部次長兼人事課長 お尋ねの行政経営品質向上プログラム推進事業の関係でありますけれども、22万円の減額であります。額的には、ほぼ全額に近い金額であります。と申しますのは、これは旧横手市として、旧横手市役所では三、四年くらい前から取り組んでいる、いわゆる意識改革のそういう活動でありますけれども、10月1日に合併いたしました。なかなか1,400人あるいは1,800人の職員に対して短期間でお金を使ってどうこうというのは残念ながら、結果としては、そういう実績と申しますか、具体的な活動としては行えなかったというのが実情であります。

この内容につきましては、現在、実は横手市の職員だけではなくて、いわゆる旧横手平鹿、今でいきますと横手市であります。民間の会社、民間の事業所も巻き込んで、民間の事業所と一緒に来て、まくら経営革新協議会という協議会を立ち上げて、そこでこの、これは行政ですので「行政経営品質」となっていますが、行政経営品質でなくて、企業も含めたそういう経営品質の向上のためのセミナーですとか研修ですとかというのは毎月1回、合併後も行っております。それについては、それぞれの企業からの負担金と申しますか、会費もちょうだいいたしまして活動しておりますので、一般会計からの持ち出しというのはないわけですので、決算あるいは実績としては上がってまいりませんが、現在はそういう活動を行っています。

ただ、これは合併新市において、長い目で見ていきますと当然鋭意取り組んでいかなければならない、そういうプログラムであろうということで考えておりますので、新年度でも予算をそれなりに計上もいたしておりますし、新年度以降については何とか合併新市でも具体的な活動に取り組んでいきたいというふうに考えています。

平成17年度については、大変申しわけありませんが、そういうことで、ほぼ全額を今、減額しようということになっております。

以上です。

佐々木喜一 副議長 28番。

28番（佐々木誠議員） では、担当者にちょっとお尋ねいたします。きのうの議会と今日の議会で、このままではいけないな、やはり取り上げて進めていかなければならないなという課題がいっぱいありましたけれども、どうですか、ご意見をお伺いします。

佐々木喜一 副議長 もう一度質問をお願いします。

28番（佐々木誠議員） きんうと今日の議会の、この質疑のやりとりの中で、行政経営品質向上のために取り上げてやっていかなければならないなということがたくさんありましたけれども、担当者としてはどのように感じましたかというご意見をお伺いいたします。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 議場でのやりとりにつきましては、例えば我々は我々として、議会は議会としてどうあるべきかということ等を常に検討していかなければならないことだと思います。

この経営品質向上につきましては、基本的には、議会の皆さんにも理解していただきたいんですけども、執行者側で中心になって、日々意識を改めながら、よりよいものにしていこうという取り組みをしていこうというものでありまして、従来であれば、横手市ではセルフアセッサーということで、自分たちの仕事はどうかということ等を自分たちで評価できる職員を講習に送りまして、そういう養成などもしておりました。

この議会とのやりとりの中でどうかというふうにお尋ねされれば、なかなかちょっと、ごめんなさい、答えにくいので、恐れ入ります。

佐々木喜一 副議長 28番。

28番（佐々木誠議員） やりとりの中でというのは、発言とかそういうことではなくて、執行部の答弁の中で、これではいけないなということなんですよ。例えば近江湖静さんが、いわゆる交通事故のあれの、いわゆる報告の仕方、それから末端までの、いわゆる周知の徹底、それをお話ししましたけれども、あれなどは取り上げてやっていくべきものではないですか。それから、先ほど土田議員さんが、いわゆる介護の事故について、マニュアルはなくてはいけないのではないですかと言いましたけれども、これは当然なんですよ。だけれども、余り意に介さなかったですね。つまり、いわゆる経営品質の意識に欠けるからなんですよ。それをちょっと取り上げて、取り組んでほしいという、そういうことを望んだんです。いかがですか。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 議員の皆さんからご指摘されることにつきましては、これではだめだなというのはたくさんあります。それにつきましては、今後、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

それから、事故のマニュアルの件であります。これはその件だけに限らず、指定管理者に対しましては管理基準、条例にも定めてありますが、管理の基準を示すわけでありまして、その中で当然に示されることというふうには思っていますので、そのときにマニュアル部分だけとらえてどうのこうのということではなくて、管理基準、管理するための全体の基準をしっかりと管理者の方にお伝えして、遺漏

のないようにやっていただくという気持ちでありますので、特にマニュアルを取り立ててどうのこうのということにはなりませんでしたが、気持ちとしてはそういうことで、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 28番。

28番（佐々木誠議員） では、今はそういうふうに行っていると理解していいですか。今の件に関して、特に今の介護の件に関しての答弁。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 指定管理者を指定して管理をしていただくときには、その管理基準をしっかりと、この後、進めていくことですので、この後しっかりと進めていきたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 28番。

28番（佐々木誠議員） 市長にちょっとお伺いします。

実は、こういう経営品質向上プログラムについては、ちょっと進めていくには無理ではないですかと、無理というのは大変失礼な言葉で申しわけないんですけども、ちょっとここにいくには苦労するのではないですかと言われて、ここの段階をちょっとあれした方がよくないか、そういう助言をもらいましたけれども、市長、そっちの方で、こっちの方で頑張りますか。ちょっと。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 行政経営品質向上プログラムというのは、恐らく我々説明していませんので、議会の皆さんにも余りご理解いただけていないものではないかなと思います。

旧横手市の職員には、3年間相当説明しましたが、それでも浸透し切れていないというふうには思っております。そういう意味では、時間がかかることだと思っています。ましてや職員が今度、たくさん増えましたので、この浸透方、推進方には相当努力、工夫が必要だと思っていますところでございます。

しかし、私どもは、みずからがみずからの仕事を振り返って、みずから変わるという根本にかかわる問題でありますので、他から矯正されて職員がよくなるとか、そういうことではないわけでありまして、そういう意味では息の長い話でありますけれども、これがうまくいったら、こんないいシステムはないというふうに思っている。そういう意味では、理想的な話であります。

しかし、現実に民間企業ではやっているところもあるんであります。私は、これは目指すべきではないかなと。時間はかかりますが、十分工夫を重ねながら推進をしてまいりたいと思います。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付しております付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

会議時間の延長

佐々木喜一 副議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

議案第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第65、議案第66号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第66号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に5,848万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を62億5,602万8,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1款2項1目賦課徴収費では、39万8,000円の増額補正をいたしております。これは国保税関係郵便料の支出増による補正でございます。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費では、5,848万円を増額補正しております。これは加入者の増加、及び1人当たりの医療費の増加による補正でございます。

それから、飛びまして、9款1項1目一般被保険者保険税還付金では、7,516万7,000円を減額補正いたしております。これは旧市町村繰替流用金返済金、旧平鹿町分ですが、計上されておりましたが、3項旧市町村特別会計繰入流用金返済金に計上されておまして、重複計上のための減額でございます。

それから、9款3項1目旧市町村特別会計繰入流用金返済金では、一般会計への返済金が確定したことによる減額でございます。

10款予備費では、歳入歳出差額7,477万5,000円を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

それから、歳入の方なんですが、歳入は7ページをお願いいたします。

7ページ、4款1項1目療養給付費等交付金に5,848万円を増額補正しております。これは歳出でもご説明申し上げましたけれども、退職被保険者等療養給付費の増額に伴う補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第66、議案第67号平成17年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第67号平成17年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,363万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を70億8,286万2,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

1款1項1目医療給付費は、1億5,208万1,000円の増額補正をいたしております。これは合併後の平均月額給付費が9億7,000万円ほどであり、この状況で推移した場合、予算不足となることから、冬季に入り、風邪等で医療費の増加も見込まれることも考慮いたしまして、今後の月支払い額を約3%増と見込み、増額補正をいたすものでございます。

2目医療支給費は、340万9,000円の増額補正をいたしております。これは鍼灸、マッサージ、補装具等の医療支給費の増加見込みによる補正でございます。

それから、3目審査支払手数料は、272万5,000円を減額補正いたしております。これは実績見込みによる減額でございます。

次に、2款1項1目償還金は、3,307万8,000円を減額補正いたしております。これは国庫負担金、県負担金の平成16年度精算に伴います償還金を、今回の合併により、8市町村分を合算いたしまして、償還金と過年度追加交付金を相殺して精算することになったための減額補正でございます。

次に、10ページをお開き願います。

2款2項1目一般会計繰出金は、217万4,000円を減額補正いたしております。これは旧大雄村分の繰出金ですが、合併前に既に繰り出しが行われておりましたので、減額をさせていただきます。

次に、3款予備費についてですが、1億5,064万9,000円を減額補正いたしております。これは本予算編成時に歳入歳出の差額分を予備費計上していたものですが、決算額の確定により、歳入の1款支払基金交付金等が予算残額より多く計上されておまして、今回、これを精査して補正したものでございます。

次に、歳入関係についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

1款1項1目医療費交付金は、1億5,376万円を減額補正いたしております。これは予算残額より多く計上されておりました分の減額、交付金の最終見込みによる減額補正でございます。

それから、2目審査支払手数料交付金は、323万8,000円を減額補正をいたしております。これは審査支払手数料の実績見込みによる減額でございます。

それから、2款国庫支出金、それから3款県支出金、それから次のページの4款繰入金につきましては、歳出の医療給付費等の増額に伴う増額補正でございます。

5款2項1目第三者納付金は、57万円の増額補正でございます。これは12月末までの納付実績分を補正したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第67、議案第68号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第68号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開き願いたいと思います。

10ページの下段の方でございますけれども、1款総務費、3項介護認定審査費でございますけれども、これは介護認定、介護、現在1から5まであるわけですが、この認定に要する経費の見込みによりまして減額するものでございます。

それから、11ページ2款保健給付費の関係でございますが、1項介護サービス給付費を見ますと、1目居宅介護サービス給付費、これに3億426万2,000円の増額でございます。状況としましては、当初見込みました給付費の中身を見ますと、いわゆる居宅での介護サービスが増加している、当初見込んだ予算よりも増加しているということでの増額補正をお願いするものでございます。

なお、2目以降の施設介護サービス等につきましては、当初見込んだ予算よりも10月の介護保険の、いわゆる居住費、食費と言われます、ホテルコストと言われます部分の改正等もございまして、下がっているというのが現状でございます。これらの年度末の見込みを、2款保健給付費、11ページ、12ページにそれぞれ額を見込みで推計してございます。

それから、13ページの関係でございますが、2款4項高額介護サービス等費、それから5項特定入所者介護サービス等費の関係でございますけれども、これは、4項につきましては、いわゆる食費、居住費について本人の負担というふうなことになったわけでありまして、所得階層の1から3まで、いわゆる所得の低い方々に対する負担の限度額がございまして、これを超えた額について保険の中から給付していくということでの増額でございます。これも法改正によるものでございます。

その下の5項の関係につきましても、同様に、改正に伴いましての増額補正をお願いするものでございます。

それから、13ページの一番下でございますが、4款1項基金積立金でございますけれども、これにつきましては予算の総額等、歳入歳出それぞれ調整いたしまして、積立金につきましては1,481万1,000円の減額ということになります。

なお、現在、積立金が5億1,000万円ほどございまして、今年度でのこの予算での積み立ては4万円というふうなくあいになるわけでありまして、いずれこれからの介護給付の動向を見ながら財政運営に当たっていきたいというふうに思っております。

よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。28番。

28番（佐々木誠議員） 先ほどちょっと介護のことについて言いましたけれども、実は私、ちょっと大変失礼ですけれども、消防長さんに、各施設にどれだけ救急車が行ったかということをもらいまして調べたら、かなりの数、行っているわけですよ。だけれども、その結果がどうなったか、いろいろあると思いますけれども、なかなか表面には出てこないと思うんですね。だから、先ほどマニュアルというのを取り上げたのも、その意味で本当は、実は取り上げたんですけれども、その患者さんがどうなったかというぐらいの対応はするべきだと思いますけれども、いかがですか。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 いわゆる特別養護老人ホームを初めとする施設につきましては、生活の場でございます。それぞれ定員はあるわけでありまして、いずれそういった介護度の、いわゆる重い方が生活している場ございまして、病院に入院される、そういったケースは頻繁にあるというふうに私も理解をしておりますし、認識をしております。

ただ、土田議員さんのご質問は、私のとらえ方としては事故というふうな観点からのご質問でございましたので、私、10月以降の事故といえますと、これは特別養護老人ホームでは特にございまして、大和更生園で正月に自宅に帰った方が、家族にも十分状況等をお話したそうでございますけれども、普段から、要するに、多く食べ過ぎるといいますか、過食気味の方だったということで、十分なそういった家族にもお話ししておいたわけでありまして、かなり高齢の方でございましたけれども、うちにおられるお父さんと一緒にもちを食べまして、要するに、施設でなくて在宅で亡くなるというふうなことについては把握しておりますが、そのほかについては、事故という観点での報告等ございまして、私の方としては、そういう点では把握しておらないというふうに申し上げたつもりでございます。

佐々木喜一 副議長 28番。

28番（佐々木誠議員） 報告がないからではなくて、いわゆるこれも経営のあれなんですけれども、自分の、こっちの方から「きのう救急車が来て何か患者さん運びましたけれども、何ででしたか」ぐらいの対応というか、そういうことをやらなければだめではないかということを行っているんですけれども。ただ報告があったからどうだとか、ないとかではなくて、どちらかという、報告は多分ない方の

部類に入ると思うんですね。だけれども、このままではだめではないかなと思って、今、言っているんですけれども、これ以上言うとちょっとまずいこともありますので、もしご意見があればお伺いしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ちょっと私の説明の仕方がまずかったようでございますけれども、報告といいますが、そういう場合のお互いの連絡といいますか、そういうことについては十分やっているつもりでございます。何かあったら直ちにというふうなこともありますし、私も時間を見つけては施設の方にも伺っております。そういう点はやっておりますが、現状、いわゆる事故というふうにとらえるようなものについては、今のところ私はなかったというふうに把握しております。

ただ、申し上げましたけれども、いずれそういう体の弱い方々でございますので、日常的に病院への関係についてはある場合が多々あります。これらにつきましても、今後も十分連絡をとりながら、議員さんおっしゃることを踏まえまして対応してまいりたいというふうに思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。2番土田議員。

2番（土田百合子議員） 今、福祉事務所長は、そういう事故はなかったというふうにお答えしておりますけれども、本当になかったのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 私も、合併してからはすぐは行けなかったわけでありましてけれども、去年も施設をそれぞれ状況を見まして、危険箇所はないか、いろいろなことを伺ってきました。日常的といいますが、日常的というふうな表現が適当ではないのかもしれませんが、そういった、いわゆる処遇に係る想定外のことといいますが、いわゆる今、土田議員さん言われる事故について、そういうことがありましたら直ちに私の方にも連絡いただきたい、私の方も、そういう状況をお互いに連携をとりながら対応していくんだという話を施設長にもお話ししてございますし、そういった点では、特に私の方にもそういった連絡ございませんでしたので、現在のところ、私はそういう状況については把握しておりません。

佐々木喜一 副議長 2番。

2番（土田百合子議員） 昨年12月ですけれども、これは雄物川町の東里の方ですけれども、まず最初に施設で骨折されたわけなんですけれども、まずその当日には施設の方は、自宅で連れていくようにということでの指示があったそうで、2日後に行きましたところ骨折されていたということと、その1週間か10日後には、今度はバスで猛吹雪の中、突っ込みまして、また事故を起こしまして、それをきっかけとして1月8日、9日当たりになられております。非常にその対応が悪いということで、私も連絡を受けて行ってまいりましたけれども、そういう事故の状況が把握されていないということと、それと警察の方で、保険のことで施設の方から、そういう現場検証していただきたいというようなお話があ

って、したそうなんですけれども、1カ月以上もたって現場検証というのは、これまで本当に初めてであるというようなことを言われて、本当に、非常に苦しんでいる方がございますので、また、そういうことが報告になっていないということ自体が私はおかしいと思いますし、やはり統一されたマニュアルの中で、しっかりと報告を受けて対応すべきである、このように考えますけれども、そういう、本当に報告がなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 たしか、いわゆる私、ちょっと施設内での事故というふうに申しあげましたが、送迎時に、何と申しますか、交通事故と申しますか、雪に突っ込んだ際の事故というのは報告は受けました。今の件につきまして、確かに私、その件についての報告は受けております。

【「答弁だめだよ。それでは、いいかげんでは。」と呼ぶ者あり】

佐藤耕一 福祉事務所長 いや、いい加減……。すみません、交通事故が起きまして、そういうことでけがされた方がいるんですけども、病院に連れて行って、そのときは特にと申しますか、状況について、大きなあれはなかったというふうなことを聞いております。

詳しい件につきましては、担当の施設の施設長の方からご答弁させたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 大変申しわけございません。ご指摘いただいたことは、私も知らなかったことでありますけれども、ただいまの私どもの答弁が、施設との十分な連携の中で出てきた答弁でないというふうに思っております。そういう意味では、ご指摘の雄物川だけでなく、ほかの施設との連携がどうなっているか、詳細調べまして、それをどのように今まで福祉担当、高齢ふれあい担当がしてきたか、どう把握してきたか、これからどうするか、これについて皆様にお答えする機会をぜひ持たせていただきたいと申しますので、今日のところは少し預らせていただきたいと申します。よろしく申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） 今のお話とは全然関係ありません。

先ほど冒頭、所長から説明がありましたけれども、もう一回、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

2款保険給付費の介護サービス給付費、1目と2目の関係であります。1目の居宅介護サービスと2目の施設の介護サービス給付費の関係であります。若干の説明もございましたけれども、居宅介護の方が3億円ということで、大幅な増額を見込んでおられるわけでありまして、一方、施設介護の方は2億6,000万円減額を見込んで、どちらも大きい数字なわけでありまして、この施設介護の給付の減額の主たる理由は、10月1日以降の法改正に伴って居住者の、いわゆるホテルコスト見合いで、いわば自己負担が増えたので、その分が減額になったというふうに、主な理由がそういうことなんだというふうに見ているのか、それともホテルコストがかかり増しをするので、従来より相当高くなったので、入所者が

少なくなったということによって減額になった、その結果として居宅介護サービスの方に回っており、したがって予算も増額を見ているというふうに見てよしいのか、その辺の関係をちょっと、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 この関係につきましては、いわゆる10月の改正のホテルコストの部分、ございます。それから、それらの状況を勘案しての10月の合併でございましたので、施設の入所者が特になくなったということとはございません。やはり持ち込みの予算の関係でございましたので、ホテルコスト、これらの部分が持ち込みの関係で、今回、精査しましたところ減額になった。

ただ、施設の入所者が少なくなるということになりますと、それぞれ施設は、そういう介護保険収入に基づいて運営されているわけですので、長期に入院等で定員を下回るということになると、経営上、当然悪化するわけございまして、待機の方を入所させるというふうなこと、ございますので、そういった点での減額ではございません。

佐々木喜一 副議長 31番。

31番（柿崎実議員） すべてではないでしょうけれども、施設介護の給付が2億6,600万円減額をしたというのは、当初の見通しとの差もあるけれども、主たる理由としては住居費用、そういうコスト分の見合いで自己負担分が増えたことによって、介護給付の額が少なくなったというふうに私は理解をしているわけですが、すべてがそうではないにしても、主たる理由はそういうことだというふうに理解してよしいのかどうか。

今、後段、所長が答弁していましたが、そのことによって施設の入所者が減っているということではないというふうな答弁があったようでありますけれども、この後、説明される各施設の、いきいきの郷から鶴寿苑までの内容を見ますと、入所者の介護サービス収入が軒並み減額になっているわけです。したがって、やはりこの見方としては、ホテルコストが高くなった分だけ、自己負担分が増えた分だけ介護のサービス給付は減っているけれども、その分が居宅サービスに回って、施設に入所する方が少なくなる、端的に直ちに少なくなるということではないけれども、少なくなる傾向にあるのではないかということが、この後の各施設の歳入の内容を見ますと見えるわけであります。

したがって、私が結論的に申し上げたいのは、ホテルコストがかかった分だけ自己負担が増えて、保険給付からは給付が少なくなった。ホテルコストがかかり増しをする分だけ施設に入所する方々に相当の影響があって、したがって、施設に対する介護収入も少なくなっているという傾向にあるのではないかというふうに、これから見えるわけですが、そういうふうに見るのは必ずしも正しくないんでしょうか、その辺をお知らせください。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長に答弁いただくわけですが、もう少し簡潔な答弁をお願いします。

福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 施設にかかわる経費につきましては、法の改正によりましてこの、11ページの2款1項2目では、法改正に伴って減額になっています。ただし、この法改正によりまして、いわゆる低所得者の方に対するホテルコスト等に対する給付といたしますか、それは新たに出てくるわけございまして、いわゆる13ページ2款4項の高額介護サービス費、それから5項1目特定入所者介護サービス費等で出てくるわけでございます。

そういったことで、柿崎議員さん今、おっしゃいましたとおり、法改正に基づくものが大部分でございますけれども、いわゆる平成17年10月の持ち寄り予算での、そういった減額の要素も含まれております。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ありませんか。34番寿松木議員。

34番(寿松木孝議員) 13ページの4項1目高額介護サービス費と5項1目特定入所者介護サービス費、これ両方かかわってくるかと思いますが、1つだけお聞きしておきます。

以前、ある会のあるときに私、話をしまして、この結果は、行政側の答える答弁、結果は大体わかっているわけですが、逆にここにいらっしゃる議員の皆様、また行政の市長を初め皆様方に考えていただきたい、提案していただきたいということで、あえてお話しさせていただきたいと思っております。

この高額介護サービス費は、低所得者の方に対して補てんするといいますが、そういう形の趣旨のものであるというふうに理解しております。今、介護保険制度の中でよく行われているというか、言われていることは、こういう施設に入る場合、戸籍を分ける、分割する、こういう形であります。要するに、収入のある方からその施設に入る方を分割して、分けて、低所得者という形の中でこのサービスを受けよう、こういう動きが当たり前のように行われております。そして、法務省の見解では、この戸籍の部分につきましては、1軒の中でも分割するのは、これはやむを得ないだろう、こういう見解であります。ということは、この仕組みをうまく利用すれば安く入れる、これは間違いのない話なのであります。

そこで、この市としまして、いろいろな方々の不平等感をなくすために、どういう形でやっていかなければいけないのかということは、線引きしていかなければいけないのではないかな、一定の方向は出す必要があるのではないかな、そういうふうに思いましたので、あえて質問させていただきます。

佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいまの質問にお答え申し上げますが、大変難しい部分があるのかなと思っております。

1つは、住民基本台帳法上の問題でございます。確かに議員おっしゃいますとおり、例えば特別養護老人ホームの場合ですと、いわゆる生活の場なわけでありまして、したがって、そこが当該本人にとっての居住の場なわけですから、住民基本台帳法上はそこが住所地、いわゆる世帯主というふうな形になりますので、そこに入るまでの世帯構成とは別世帯というふうにとらえられるわけです。

これについては、いわゆる法を超えて市で何とかするということについては、非常に私どもも答弁し

にくいわけでありませけれども、いわゆる老人保健施設、いわゆる医療と組み合わさった施設とはまた違ひまして、これについては、特別養護老人ホームにつきましては生活の、現行法上そういう形になっていますから、そういう状況に依じての、何といひますか、費用の負担といひますか、そういうことにならざるを得ないのかなというふうに思っています。

佐々木喜一 副議長 34番。

34番(寿松木孝議員) この答へはわかっておりました。わかっておりましたといひますか、そういう壁があるということも重々承知であります。しかしながら、考えていかなければいけない部分であるという、逆に言うと、こちら側から提案していかなければいけない部分かなというふうにも考えております。

方向性としてどのような形にしていくのがベストかという、その部分につきまして、市長の方からその考え方というか、その方向性はどのように考えているのかという部分についてだけ答弁願ひます。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 ご質問いただいた部分について、実は私の段階での検討はまだいたしていません。担当とよく相談をしながら、表面的には難しいところが相当あるようでありませけれども、事介護保険財政にかかわる重大な問題でもありますし、不公平感をどうするかという問題もあるようでありませので、少し時間をいただきながら検討してまいりたいと思ひます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 暫時休憩いたします。

午後 5時15分 休憩

午後 5時30分 再開

佐々木喜一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木喜一 副議長 議案第68号の質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第68、議案第69号平成17年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第69号平成17年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,414万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、3月の、いわゆる末尾の支出見込み等を勘案いたしまして、数値を歳入歳出それぞれ減額しようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

7ページでは、歳入4款1項他会計繰入金、1目他会計繰入金でございますけれども、これはいきいきの郷の管理運営に関します事務費に関しての歳入歳出見込み等を勘案いたしまして、一般会計からの繰り入れを415万円減額しようとするものでございます。

8ページをお開き願います。

8ページ、歳出1款サービス事業費につきましては、通所、いわゆるデイサービスと呼ばれる関係でございますけれども、当初の見込みよりも人数が減少した、見込みよりも減少するということでの55万円の減額でございます。

それから、1款2項施設介護サービス事業費260万円の減額でございます。これにつきましても、当初見込みより減額するわけでございますけれども、先ほどの柿崎議員さんからの質問もございましたが、定数、例えば、定数50名の入所から1名の方が病気等で入院されたとしても、いわゆる住所要件の関係で、3カ月は籍を末梢できないわけであります。現実的には、年間を通してそういったことがございまして、施設入所サービス費を減額しようとするものでございます。

それから、3款1項旧市町村特別会計繰替流用金返済金につきましては、これにつきましては歳出等の予算の精査をした関係上、旧市町村特別会計繰替流用金の返済金について、それだけの必要がなかったといえますか、そういうことでの100万円の減額をしようとするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第69、議案第70号平成17年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第70号平成17年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,480万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,671万3,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入であります。これにつきましては、先ほどのいきいきの郷と同様でございますが、3月の見込みで減額しようとするものでございますが、1款1項介護給付費収入につきましては、昨年10月からの単価改正等によりまして、それぞれ施設介護サービスでは2,096万円を減額しようとするものでございます。

なお、在宅につきましては先ほどと同様でございますが、若干当初見込みよりも短期の方は利用者が増えているというふうな状況でございますが、350万円を増額するというふうなことでございます。

同じ1款2項の自己負担金収入でございます。これにつきましては、いわゆる10月の法改正によりますところの関係、それから短期入所の伸びの関係で、それぞれ利用料金が増えるという見込みで300万円の補正をお願いするものでございます。

8ページをお開き願います。

8ページでございますが、1款1項施設管理費の1目一般管理費の関係でございますけれども、これは主に臨時職員の社会保険、雇用保険料等が人事課の管轄になったということで、434万2,000円をこの会計から減額するものでございます。

その下の2款1項施設サービス事業費につきましては、100万円の減でありますけれども、これは年度末の支出見込みを精査した関係で、減額しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第70、議案第71号平成17年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第71号平成17年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第1条の関係でございますけれども、1ページでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,111万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,165万6,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

7ページ、1款サービス収入からの、いわゆる利用料に基づきます収入でございますけれども、これにつきましては、昨年の介護報酬の単価改正によりまして減額をしようとするものでございます。

それから、2項自己負担金収入は、601万7,000円の増額なわけでありましてけれども、これも昨年の法改正によりまして、いわゆるホテルコストと呼ばれます自己負担金の増額によるものの補正でございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

歳出、1款1項1目一般管理費の関係でございます。ここでは119万3,000円の減額でありますけれども、それぞれ施設管理費を精査いたしまして、減額しようとするものでございます。

それから、2款1項1目施設介護サービス事業費でございます。これにつきましても、施設介護サービス事業の年度末の見込みを精査いたしまして、減額しようとするものでございます。

これにつきましてはの財源の関係でございますが、9ページ、予備費で1,663万5,000円を減額しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上であります。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第71、議案第72号平成17年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第72号平成17年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,263万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,738万6,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

この会計の予算につきましても、前の議案と同様で、それぞれ3月の収入・支出見込みでそれぞれ数値を調整し、減額しようとするものでございます。

1 款についてのサービス収入につきましては、介護保険制度の変更によりまず介護給付費の収入減によりまして、1 款 1 項介護給付費収入では580万円の減額ということになっております。

その他、ここでの 2 項自己負担金収入の減でございますけれども、入所者の死亡、それから入院等々によりまして自己負担金を、ここでは減額になってございます。

8 ページをお開き願います。

8 ページでございます。1 款 1 項施設管理費でございます。これにつきましては、施設の維持管理費に係るものでございますけれども、当初、施設管理の予算計上、かなり厳しい状況で見込んでおったということで、昨年からの、いわゆる灯油、油代の値上がり等によりまして、この関係での需用費の補正を120万円ほどお願いするものでございます。

2 款 2 項居宅サービス事業費でございます。これはパートの職員の賃金の減少によりまして、報酬を180万円ほど減額しようとするものでございます。

4 款 1 項旧市町村特別会計繰替流用金返済金につきましては、それぞれ歳入歳出の予算を精査し、減額しようとする事から、この額が不要になりますので、それぞれ2,203万1,000円を減額しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第72、議案第73号平成17年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第73号平成17年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1 ページ、第 1 条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ786万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億7,483万4,000円とするものでございます。

7 ページをお開き願います。

7 ページ、第 1 款 1 項介護給付費収入では591万6,000円の減額、2 項自己負担金収入では210万9,000円の減額でございますが、それぞれ年度末見込みの利用の状況等を精査いたしまして、予算を減額しようとするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

8ページでございますけれども、1款施設管理費につきましては、施設管理経費のそれぞれ年度末での支出見込みを精査いたしまして、減額しようとするものでございます。

2款サービス事業費、1項施設介護サービス事業費では524万4,000円、9ページの2款2項居宅サービス事業費では67万9,000円というふうになっています。これは在宅のデイサービスにかかわる事業費でございます。それぞれ年度末の数値を精査いたしまして、減額しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第73、議案第74号平成17年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第74号平成17年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,371万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

この施設は大森町にあります、いわゆる医療と兼ねた老人保健施設でございます。これにつきましても、3月の見込みでそれぞれ歳入歳出の数値を精査いたしまして、減額しようとするものでございます。

7ページ、歳入第1款、サービス収入でございますけれども、1項、2項それぞれでございます。これにつきましては、介護給付費収入及び自己負担金の関係でございますけれども、昨年10月の介護保険報酬の改定によるものでの数値の調整でございます。居宅介護サービス収入では1,024万4,000円の増額、施設では2,512万4,000円の減額ということになっています。

また、2項自己負担金につきましては、いわゆる食費、居住費にかかわる、ホテルコストと呼ばれる関係での増でございます。

9ページをお願いいたします。

9ページでございますけれども、1款1項施設管理費、2款1項施設介護サービス事業費でございますが、それぞれ年度末見込みでの数字の精査をいたしまして、見込みに基づく減額でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第74、議案第75号平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第75号平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ94万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1,854万8,000円に改めようとするものであります。

今回の補正は、決算見込みに基づき減額するものであります。

主な内容について、歳入からご説明申し上げますので、5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表の歳入をお開きいただきたいと思います。

1款サービス収入ですが、94万1,000円の減額であります。これはケアプランの作成数が下回ったことによりまして、居宅介護サービス計画費収入の減額であります。

次に、歳出であります。8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出では、歳入の減収分との均衡を図るため、それぞれ減額をしたものであります。

1款1項1目居宅介護支援事業費の需用費で12万3,000円を減額、2款予備費では81万8,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第75、議案第76号平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第76号平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ763万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,250万円に改めようとするものであります。

主な内容について、歳入からご説明申し上げますので、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括表の歳入をお開きいただきたいと思います。

1款サービス収入611万5,000円の減額であります。デイサービス事業利用者が計画数を下回ったことによる減額であります。

2款繰入金152万4,000円の減額であります。生活支援ハウス入所者への給食提供数の減少による一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、歳出であります。8ページをお開き願います。

歳出では、歳入の減収分との均衡を図るため、それぞれ減額したものであります。

1款総務費の管理費では、106万3,000円を減額いたしております。内容は、施設の管理費が主なものであります。

2款サービス事業費で401万3,000円を減額いたしております。これは食事材料費や施設の業務委託料の減額が主なものであります。

9ページ、4款予備費では240万6,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第76、議案第77号平成17年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第77号平成17年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,936万8,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

7ページでございますが、4款1項他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございますけれども、これは大雄地区にある施設でございますが、合併し、新しい横手の施設ということになります。これまで

ですと、それぞれ措置費の負担金として計上されておったものでございますが、市営でございますので、横手市に在住の方が利用した部分につきましては、一般会計からの繰入金という形での歳入というふうになります。

なお、この繰入金につきましては、いわゆる短期の入所事業にかかわる分でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、1款1項事務費、2款1項事業費につきましては、それぞれ3月末日の見込みによる調整でございます。この部分を、3款1項予備費に278万2,000円を増額しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第77、議案第78号平成17年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第78号平成17年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,990万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページ、歳入、1款1項1目市町村負担金につきましては、いわゆるデイサービスの利用者が病気や家庭の事情により施設の利用を控えたということによりましての、市町村負担金の減額でございます。188万円の減額でございます。

なお、5款諸収入、2項雑入につきましては、当初10月の暫定予算、12月の本予算の関係の中での繰越金等の項目がございませんでしたので、ここで雑入として歳計剰余金188万2,000円を計上してございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、歳出でございます。歳出1款1項事務費につきましては、非常勤職員1名、産休ございまして、これに伴う減額と、電話料金等の減額によりまして64万7,000円を減額しようとするものでござ

います。

歳入歳出の数値の残につきましては、64万9,000円を予備費の方に補正させていただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第78、議案第79号平成17年度横手市坂部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

大極勇一 市立大森病院事務局長 ただいま議題となっております議案第79号平成17年度横手市坂部診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ13万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれの額を106万3,000円とするものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、収入について申し上げます。

診療収入ですが、利用者の減に伴いまして、今回43万3,000円の減額となっております。

3款一般会計繰入金については、診療収入が減った分、23万2,000円の増額で補正をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。

歳出ですが、維持管理費については財源構成でございます。

それから、2款医業費につきましては、医療用衛生材料費といたしまして13万5,000円の減額となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第79、議案第80号平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計

補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第80号平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,141万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億3,098万6,000円に改めようとするものであります。

主な内容について、歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費262万5,000円の減額の内容であります。共済費については一般会計で一括して支出することとなったために、減額となったものであります。

2款1項1目営業費645万6,000円の追加につきましては、賄い材料費で255万7,000円、財政調整基金の積み立てへ299万9,000円の追加が主なものであります。

また、4款予備費へ757万9,000円を追加計上しております。

次に、歳入であります。5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括表の歳入をお開きいただきたいと思っております。

4款諸収入に歳計剰余金1,141万円を計上して、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第80、議案第81号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第81号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出総額からそれぞれ157万4,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ5,682万8,000円に定めようとするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

2ページをごらんになっていただきたいと思います。

1款分担金及び負担金は、負担金でございますが、275万5,000円を増額としております。

2款使用料及び手数料、3款繰入金ですが、精査の結果、減額となっております。

4 款諸収入では39万5,000円を計上してございます。これは樽見内地区国道17号線の改良工事に伴いまして、配水管の布設替えの補償金でございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、9ページをごらんになっていただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、84万円が増額となっております。これは消費税の増額によるものでございます。

2 款 1 項 1 目簡水維持管理費、4 款予備費につきましては、それぞれ精査の結果、減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第81、議案第82号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第82号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出総額にそれぞれ453万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ1億80万9,000円に定めようとするものでございます。

それでは、2ページをごらんになっていただきたいと思います。

第1表、歳入でございます。

雄物川地域につきましては、7地区の簡水がこの予算に入っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

1 款分担金及び負担金は、17万9,000円を増額となっております。これは中央簡水の加入金の増でございます。

3 款繰入金は、精査の結果、減額するものでございます。これは大沢地区の基金の減となっております。

4 款諸収入は、歳計剰余金536万円を増額しております。

次に、歳出の説明をいたしますので、9ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳出でございます。

一般管理費、14万3,000円を減額しております。これは中央地区の事務費関係でございます。

2 款 1 項 1 目維持管理費、これも190万円を減額してございます。中央地区、北部地区の維持管理費の精査による減額でございます。

4 款 1 項 1 目予備費は658万2,000円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第82、議案第83号平成17年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第83号、平成17年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出総額にそれぞれ506万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ2,018万6,000円に定めようとするものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。2 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料は、精査の結果、使用料を73万2,000円減額しております。

それから、4 款諸収入ですが、歳計剰余金等が579万6,000円計上されております。

次に、歳出の説明をいたしますので、8 ページをごらんになっていただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、精査の結果、73万6,000円の減額となっております。

2 款 1 項維持管理費、それから 2 項 1 目の施設管理関係でございますが、精査の結果、それぞれ減額となっております。

3 款 1 項 1 目ですが、基金積立金が644万1,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第83、議案第84号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第84号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,942万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億3,130万円とするものでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、4ページでございます。第2表の地方債補正のとおりでございますが、北区統合簡水事業等の確定によるものの減でございます。

それでは、2ページをごらんになっていただきたいと思います。歳入でございます。

1款加入金でございますが、15万6,000円の増額となっております。

2款使用料及び手数料は、230万2,000円の増額となっております。

4款繰入金ですが、精査の結果、減となっているものでございます。

5款諸収入は537万2,000円の減額となっておりますが、これは市道武道線の改良工事が翌年度になりましたので、その関係で配水管の布設替え工事を予定しておりましたが、それも中止になった関係で、減額となったものでございます。

6款1項1目簡易水道事業債は、事業精査によりまして1,460万円の減額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをごらんになっていただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費が102万6,000円の増額となっております。これは消費税の確定によるものが主なものでございます。

2款1項1目維持管理費は、精査の結果、110万4,000円の減額となっております。

すみません、次のページでございますが、2款2項1目施設整備費、これはJRの協定事業等の精算、あるいは市道武道線の、先ほどの道路改良ですが、次年度に繰り越しになった関係等でございます、1,890万6,000円の減額となっております。

3款公債費が44万円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第84、議案第85号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第85号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

1ページにございますように、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,544万4,000円を減額いたしまして、それぞれ5億6,053万7,000円に定めようとするものであります。

繰越明許費については5ページに、それから地方債の補正については6ページに、それぞれありますので、ごらんいただきいたしたいと思います。

次に、歳出であります。11ページをごらんいただきたいと思えます。

主なものだけ申し上げますと、4目駅西地区土地区画整理事業費では、補償交渉などの難航によって一部工事の着手が困難になったことなどによる工事請負費の減額、あるいはその他決算見込み等によるものであります。

5目三枚橋地区土地区画整理事業費については、決算見込みによる減額であります。

歳入については、9ページ記載のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第85、議案第86号平成17年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第86号平成17年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,639万1,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ30億2,809万4,000円と定めようとするものでございます。

内容については後ほど説明させていただきまして、次に、第2条の繰越明許費の補正について説明させていただきます。

5ページをごらんになっていただきたいと思えます。

第2表の繰越明許費ですが、2款1項公共下水道事業の污水管整備は、これは増田地域局においてのものでございますが、1,020万円でございます。同じく浸水対策につきましては、これは横手地域局関係でございます。5,800万円でございます。特定環境保全公共事業は平鹿地域局で、2,760万円でご

ざいまして、これはいずれにしましても、資材の調達関係や他事業との調整によりまして繰り越しになりました。

また、流域下水道事業費では、横手処理区の水処理施設等の建設に不測の日数を要したということから、その負担金は4,917万5,000円を繰り越してございます。

次に、債務負担行為の補正について説明いたします。

6ページをごらんになっていただきたいと思います。

第3条の債務負担行為の補正であります。第3表にありますように、ここで廃止の方が横手地域局、山内地域局関係のものでございましたが、これを融資あっせん、新たに1つにまとめるというふうなことで、これが新しく追加になってございます。

次に、8ページをごらんになっていただきたいと思います。

地方債補正でございますが、これは公共下水道等の限度額を変更しようとするものでございまして、利率や償還の方法には変更がございません。

次に、歳出の説明をいたしますので、14ページからごらんになっていただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費でございます。964万5,000円を減額しております。これは2目施設管理費で、維持調査管理費や流域下水道維持管理費の減額が主なものとなっております。

2款1項1目公共下水道事業費で2,520万1,000円を減額しておりますが、これは主に増田地区と十文字地域の補助事業、単独事業関係の減によるものでございます。

2目特定環境保全公共下水道事業では、7,685万6,000円の減額をしております。主なものとしましては、平鹿地域局の国道13号線大橋交差点付近工事が、国の事業の遅れたことから大幅な減額となっております。また、雄物川地域局関係では、新年度の事業との関係もございまして、事業認可変更の委託を今回、取りやめたことによりまして、それぞれ工事請負費の確定等によるものでございます。

3目流域下水道事業では、建設負担金が見込みを下回ったことによりまして、129万4,000円を減額しております。

次のページに参りまして、3款1項2目公債費の利子205万4,000円の減額は、一時借入金の確定によるものでございます。

4款諸支出金では、旧市町村特別会計組替流用金返済金が134万1,000円減額しておりますが、これも額の確定によるものでございます。

すみませんが、前のページ、9ページに戻っていただきまして、歳入の関係でございますが、この事項別明細書の補正額に記載のとおり、1億1,639万1,000円を減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第86、議案第87号平成17年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第87号平成17年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ972万6,000円を減額しまして、歳入歳出総額をそれぞれ4億5,464万4,000円に定めようとするものでございます。

この事業につきましては、旧大森町と、それから十文字町の関係でございます。

内容につきましては、後ほど説明させていただきまして、次に、第2条の地方債の補正につきまして、4ページをごらんになっていただきたいと思っております。

第2表の地方債の補正であります。農業集落排水事業債の限度額を変更するものでございまして、これは十文字分の事業の確定によるものでございます。

次に、9ページをごらんになっていただきたいと思っております。歳出でございます。

1款1項2目施設管理費で、19万5,000円を減額しております。これは十文字地域局の施設管理委託料の減によるものでございます。

2款1項1目集落排水施設事業では、88万2,000円を減額しておりますが、これも同じく十文字関係のものでございます。

次のページに参りまして、4款諸支出金で、旧市町村特別会計繰替流用金返済金の額の確定によりまして、187万1,000円を減額しております。

5款予備費、677万8,000円を減額しております。

前のページに戻っていただきまして、5ページでございますが、歳入でございます。事項別明細書の補正の額に記載のとおり、972万6,000円を減額しまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第88号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第87、議案第88号平成17年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第88号平成17年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ850万1,000円を減額し、歳入歳出総額を7,506万3,000円に定めようとするものでございます。

第2条の債務負担行為でございますが、融資あっせん補助につきまして、これまで毎会計年度の補助金として予算措置しておりましたが、合併を機に、債務負担行為として期間、限度額を4ページの第2表のとおり定めようとするものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、5ページの第3表にありますように、特定地域生活排水処理施設事業債の限度額を変更しようとするもので、利率や償還の方法には変更がございません。

次に、歳出の説明をいたします。

11ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳出の1款1項総務管理費、31万4,000円を減額しておりますが、これは施設維持管理経費の減が主なものでございます。

2款1項1目浄化槽整備事業では、平鹿、雄物川両地域の工事請負費の確定によりまして、1,662万3,000円を減額しております。

次のページに参りまして、5款予備費でございますが、843万6,000円を計上しておりますが、これは平鹿、雄物川両地域の剰余金相当を計上したものでございます。

前のページに戻っていただきまして、7ページでございます。

歳入ですが、歳入につきましては、事項別明細書の補正にありますように805万1,000円を減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第88、議案第89号平成17年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市立横手病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第89号平成17年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、決算見込みによるもののほか、事業費確定による補正が主なるものでございます。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

初めに、第1款市立横手病院事業の収益、費用についてですが、医業収益では、入院収益及び外来収益の減少による減額補正であります。また、医業外収益では、病院事業に係る地方交付税算入額確定による他会計負担金の増額が主なるものでございます。一方、費用につきましては、給与費の減少による減額補正が主なるものでございます。

次に、第2款市立大森病院事業の収益及び費用についてですが、医業収益では、入院収益の増加による追加補正であります。また、医業外収益では、他会計補助金の増加による追加補正でございます。一方、費用では、給与費及び燃料費へ追加し、委託料から減額しようとするものでございます。また、医業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費から減額補正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第1款市立横手病院資本的収入につきましては、地方交付税算入額確定による他会計負担金、及び企業債の確定による減額補正であります。一方、支出につきましては、決算見込みによる建設改良費の減額補正であります。

第2款市立大森病院資本的収入では、企業債確定に伴う減額補正であります。一方、支出では、決算見込みによる建設改良費の減額補正であります。

第4条では企業債限度額を、第5条では職員給与費の総額を、第6条ではたな卸資産の購入限度額を、それぞれ改めようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

佐々木喜一 副議長 日程第89、議案第90号平成17年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第90号平成17年度横手市水道事業

会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

第2条、平成17年度横手市水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款水道事業収益では、1,640万1,000円を増額し、8億1,281万4,000円に定めようとするものであります。その内訳といたしまして、第1項営業収益では、給水収益が予定を下回った関係もございまして、1,774万円を減額しております。

第2項営業外収益は、大森地区の浄水場整備に伴う消費税還付金3,195万5,000円を含めまして、3,414万1,000円を増額し、1億1,016万1,000円としてございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用では、1,266万1,000円を減額し8億5,115万1,000円にしようとするものであります。この内訳といたしまして、第1項営業費用では、人件費、動力費、修繕費、備消耗品等の経費削減によりまして2,471万9,000円を減額し、第2項営業外費用は、支払消費税等の増によりまして1,210万4,000円を増額するものでございます。

収支差し引きいたしますと3,833万7,000円の不足額が生じますが、年間決算見込みでは約5,000万円くらいの剰余金が生じる見込みでございます。

次に、2ページをごらんになっていただきたいと思えます。

予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正しようとするものでございます。

第1款資本的収入では、1億8,885万4,000円を減額し、15億3,061万6,000円にしようとするものでございます。この内訳といたしまして、1項企業債では、各地域局の事業量等が当初見込みを下回ったことなどに伴い1億3,160万円を減額し、第2項出資金では、大森地区浄水場整備事業費が1,000万円の減額でございます。

第3項国庫補助金では、平鹿地域の取水施設等の事業の見直しや大森地区の事業縮減によりまして4,211万5,000円の減額となっております。

第4項他会計補助金では、平鹿地区の消火栓設置工事等の増に伴いまして226万3,000円の増額となっております。

5項工事負担金では、横手地区区画整理区域内配水管布設工事が予定を下回ったこと等によりまして、853万1,000円減額しております。

6項水道加入金では、横手地区の加入者増によりまして112万9,000円の増額となっております。

次に、支出の第1款資本的支出では、2億7,662万4,000円を減額し、17億6,303万7,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、第1項建設改良費では、横手地区上内町浄水場の設備改良工事の一部繰り延べや、吉沢地区配水池の整備の見合せ、それから先ほどの平鹿地区の事業の見直し等、それから大森・増田・十文字区域の事業費等の縮減によりまして、2億7,692万5,000円を減額してございます。

企業債償還金の4万1,000円の増額につきましては、利率変動に伴う差額でございます。

第3項国庫補助金返還金26万円につきましては、消費税分の返還の関係でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億3,242万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

予算第5条に定めました起債の限度額は、事業の減額に合わせまして改めるものであります。

その他詳細につきましては、18ページ以降の水道事業会計補正予算に関する説明に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

佐々木喜一 副議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明3月8日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 6時40分 散 会